

農商務統計講義

特 72

51

301593-001-3

特72-51

農商務統計講義


徳島県

M45.4

BDQ-0001









特約  
51

緒言

本講義は明治四十四年七月開催本縣第三回統計講習會に於て産業統計に關し農商務屬細野繁莊氏の講述したる要筆記にして統計執務者の参考とし之を刊行したるものなり

明治四十五年三月

德島縣内務部

正領  
大正  
1.23  
内交



# 農 務 統 計 講 義

## 目 次

第一	統計執務者の注意すべきこと	一頁
第二	要問の際人民に接する心得	二
第三	統計様式記入の心得	四
第四	材料検査の必要	四
第五	「コンマ」の打ち方	五
第六	「コンマ」と單位点の區別	五
第七	計 の 附 方	六
第八	事實の存在せず又は不詳の場合	六
第九	數字の書き方	六
第一〇	製表に付一個當りに注意すること	七
第一一	累年比較の附方	七
第一二	調査年月の記入	八
第一三	誤謬発見の方法	八



第一四	數字の讀方	一〇〇
第一五	計算の熟練	一〇〇
第一六	正誤の方法	一〇〇
第一七	統計書に正誤を附け又は正誤ある統計書を見るとききの注意	一一一
第一八	數字の大小	一一一
第一九	數字記入法	一一一
第二〇	表の説明	一一二
第二一	説明の符號	一一二
第二二	計數の異動に注意すること	一一二
第二三	材料の蒐集は有用のものに限るべきこと	一一二
第二四	折返し表	一一三
第二五	法令の改廢に注意すること	一一四
第二六	統計臺帳設備の必要	一一五
第二七	報告期限の恪守	一一五
第二八	産業統計取扱者の責任	一一五

第二九	産業統計の特殊なること	一一六
第三〇	推計の方法	一一七
第三一	小票使用の効用	一一八
第三二	農事調査	一一八
第三三	農商務統計様式に關する一般の注意	一二八

様式説明

第一	米	三二
第二	麥	三五
第三	食用及特用農産物	三五
第四	果實	四一
第五	苗木	四二
第六	桑畑及茶畑	四三
第七	蠶	四三
第八	夏蠶	四三
第九	秋蠶	四三
第一〇	蠶絲類及眞綿	四九
第一一	茶	五一
第一二	綠肥作物	五三
第一三	家畜	五三
第一四	家禽	五四



第一五	牛乳	六二
第一六	家畜市場	六三
第一七	屠宰	六四
第一八	會社	六五
第一九	絲織	六八
第二〇	絲織	六八
第二一	麻絲紡	七一
第二二	織物	七三
第二三	莫大	七三
第二四	陶磁	七三
第二五	煉瓦及瓦器	七四
第二六	漆器	七五
第二七	疊表莫產及莞蔴	七六
第二八	工業用藥品	七七
第二九	漆液	七七
第三〇	油類	七八
第三一	木蠟	七九
第三二	製藍	七九
第三三	薄荷	八〇
第三四	石鹼	八一
第三五	和紙	八一
第三六	西紙	八三
第三七	機械製麥粉	八四
第三八	澱粉	八五

第三九	寒天	八五
第四〇	罐詰	八五
第四一	燐寸	八六
第四二	製革	八七
第四三	麥稈及經木真田	八八
第四四	時計	八八
第四五	玻璃製品	八九
第四六	刷子	九〇
第四七	鉤類	九〇
第四八	工產物雜類	九一
第四九	工場	九二
第五〇	石炭消費高	九二
第五一	漁船	九〇九
第五二	漁獲	一一〇
第五三	漁獲物	一一〇
第五四	水產製造物	一一一
第五五	水產養殖	一一三
第五六	遠洋漁業	一一五
第五七	公有社寺有私林所有別	一一七
第五八	保安林箇所面積種類別	一一九
第五九	保安林箇所面積	一二一
第六〇	公有社寺有私林開墾	一二三
六一	公有社寺有私林被害	一二四
六二	公有社寺有私林野植栽	一二六



第六三	公有社寺有私有林伐採	一一七
第六四	林産物雜類	一二八
第六五	織物指定特別調査	一三一
第六六	染物指定特別調査	一三一
第六七	磚茶指定特別調査	一三二
第六八	精製糖指定特別調査	一三二

## 農商務統計講義

農商務屬細野繁莊演述

### 第一 統計執務者の注意すべきこと

ヒツセリングは統計執務者は左の注意を要すと云へり

- 一、公平中正にして偏頗なく事實存在の儘を表章すへし
  - 二、勞を厭ひ達成を欲し不備の材料に満足すへからず
  - 三、臆測すへからず例へは米麥の豫想を爲すに何等の材料に依らす何萬石位なるへしと想像するか如し
  - 四、既知の事實より未知の事實を推斷する場合に於ては須く謹慎なるへし例へは米麥の豫想を爲す場合に前年何萬石なりしを以て本年も何萬石ならんと推斷するは非なり宜しく氣候の適否、發育の良否、作付段別の増減、施肥耕耘等諸般の事情に付注意すへきなり
- 本邦統計の開祖杉博士が常に説かるゝ統計家十戒なるものあり統計家たるもの宜しく座右の銘と爲すへし

- 一、統計に従事する者は責任を重んずべきこと
- 二、謹慎にして粗忽に爲すへからず
- 三、堅く中立を守るべきこと



- 四、偏頗の事あるへからず
- 五、政黨に加入すへからず
- 六、數字に屢々正誤を爲すへからず統計の信用は地に墜つへし
- 七、事實を主として一意之に據るへし
- 八、事實なる數字を私に増減するは大禁たるへし
- 九、有る物を有りとし無き物を無しとし足らざる物は足らすとし知れざるものは知れずとし其事物を  
知り得べきことを務め妄りに臆測を用ゆへからず
- 一〇、世間の状態及習慣に注意して常に怠るへからず

## 第二 要問の際人民に接する心得

統計の單位觀察を爲すに當り要問の法宜しきを得さらんか或は事物の正鵠を誤り遂に完全の調査を爲し得ざるに終るへし佛國統計局長ハウスホーヘル氏等の要問注意事項と稱するもの左の如し

### 一、問ふ事の分り易きこと

尋問の事柄が被調査者に明瞭に會得さるゝに非されは其答に誤謬を來すこと當然なり故に調査者は尋問の事柄に付何人にも疑義を生せしめさるゝよう注意せざるへからず明治の初め戸數を調査せしに兩戸の數を報告したる地方あり又公生兒私生兒の調査を爲せしに公生の方へは役人の子供を入れ私

生兒の方へは平民の子供を入れて報告したる地方ありしと云ふ是れ畢竟戸數の意義公生私生の區別明瞭に説き示されざりしが爲めなり

### 二、疑惑を生せしめさること

新に課税にてもせらるゝに非すやとの疑惑を生せしむるは問はれたる事柄を有体に答ふる者少なるへし米國にては「センサス」を行ふに當ては此調査の結果は徴税の用に供することを得すとせり

### 三、可成手數を掛けさること

例へは年齢を問ふに何年何ヶ月なりやと問はすして其誕生の年月日を聞くか如き類なり家畜にても雛の孵化後何ヶ月になるかと問はすして何時「かへり」しやと聞く方事實を間違へさらん

### 四、親切に説明を爲すこと

調査事項には親切丁寧なる説明を付すること必要なり然らざれば不得要領の答を爲すこと當然なり

### 五、秘密に立入らざること

例へは一個人の商賣上の損益勘定を問ふか如き又は商品の有高、貨幣の所有高を問ふが如きは可成避けざる可からず是れ被調査者に疑懼心を抱かしめ統計の調査上大なる弊害を醸すものなれば最も慎重なる可からず

### 六、少し聞て多く知ること



成るべく有用の事のみを聞き後に整理し難き事など聞くへからす

七、舉動を慎むべきこと

要問の際無益の會話を爲して時間を費し或は妄りに強制がましき舉動を爲すか如きは人民の信用を失ふ基なれば深く注意せざるへからす

### 第三 統計様式記入の心得

一、様式全体の注意を能く了解すること

(蘭は乾燥したるもの、落花生は莢とも數ふへしとあるが如し)

二、備考其他に深く注意すること

(前年に比し甚たしき増減あらは其理由を記し若くは調査方法に坪刈を行ひし旨を記するが如し)

三、字畫を正しくすること

四、適當の欄に誤なき様記入すること

五、記入済の上は校合及檢算を嚴密にすること

### 第四 材料検査の必要

蒐集したる統計材料に就ては其根源に遡り充分に精査すへし然らざれば甚たしき誤謬に陥り統計をして全く無價值のものたらしむることあるへし茲に某縣統計主任か郡市町村出張の際發見したる誤謬の

一例として語る所に依れば某郡某村に於ける水産製造物の報告中田作の數量餘り多大なりしを以て之を再調せしに水田より産出する米の收穫高を記入したるものなることを發見せり又某郡某村に於ける牛馬は元來牝の方多數なり然るに報告に依れば牡の方多數なりしを以て之を再調せしに普通男女と云ふに依り統計様式に牝牡とあるは前者は男に後者は女に當るものと誤解したるに基くことを發見せり又車輛の報告は交通運輸の用に供するものを調査すへき筈なるに往々諸車「其他」の欄へ乳母車を計上したるものあり某縣統計主任は右の誤謬發見以來大に材料検査の必要を感じ町村事務の視察を怠らすと云ふ

### 第五 「コンマ」の打ち方

西洋に於ては三位に「コンマ」を打つことに定まれり本邦に於ても三位に打つを普通とす農商務省に於ては明治三十五年刊行の第十七次統計表迄は四位に「コンマ」を打ちたれども以後西洋と共通的に三位に打つを便利とし之を改めたり(西洋にては Thousand, Million, Billion と云ふを以て三位に切るを可とす日本にては萬億兆と云ふを以て四位に切るを可とするの理由あり)

### 第六 「コンマ」と單位点の區別

「コンマ」は(、)を用ひ「アラビア」數字を用ゆる統計に於ては(、)を用ゆる數の位を示すものとし單位点は(・)を用ゆる數の單位即ち圓、斤、貫、反、石等の處に用ゆべきものとす從來往々二者を混同するも



のあり注意を要す

### 第七 計の附方

計の附方を一定すること肝要なり無意味に計、合計、總計等の文字を用ゆるを不可とす合計は計と計とを合したるもの總計は合計と合計とを合したるものに用ゆへし要するに計の附方は計、合計、總計の順序に依るべきものとす

### 第八 事實の存在せず又は不詳の場合

表中或る事項に就き記入すべき事實存在せざる場合には一線を引きて調査漏れにあらざることを證すへし又記入すべき事實は存在するも不詳なる場合には「不詳」と記し又は「？」を用ゆへし前年某縣報告の茶表に烏龍茶の記入あり元來某縣には烏龍茶の製造なき筈なるを以て之か再調を命したるに或る町村に於ては様式列記の事項は事實存在せざるも何か記入すべきものと心得斯る誤記を爲したるものなることを發見せり

### 第九 數字の書き方

一、字格を正しくし且其位置を誤らざること  
字格正しからず其位置を誤るときは例へは一二は三。二一は三。一一は二に紛はしく二三は二二。又は三二と間違へらるゝことあるへし

二、頭列を亂すへからず

此は數字の高低に依て一目數の大小を知るの便あれはなり即ち千位は千位、萬位は萬位に一列に書するを要す

例

一、三四七  
五、八五六  
一、二二二 (頭列を亂したり)  
二、二二二

三、字形を傾斜にすへからず

四、欄内に密書すへからず稍餘白を存すへし

五、文字に濃淡なき様注意すへし

### 第一〇 製表に付一個當りに注意すること

數量と價額又は段別と收穫高等の記載あるも其數字の價値は一個當りを算出するに非されは定め難し例へは綿織物一反貳拾圓に當り米一段歩の收穫高八石に當るとせば其數字は全く價値を失ふへし製表者たるもの深く注意せざるへからず

### 第一一 累年比較の附方

累年比較は總計の次に附けるを可とす例へは四十四年の事實なれば次に四十三年四十二年と順次逆に



比較し又累年比較表を獨立して作成するときは四十、四十一、四十二、四十三、四十四年と順次に配列するを可とする然るに往々此累年も逆に新しき年より列記するものあれども好ましからざる事と云ふへし併し表の組立に依りては已むを得ざる場合あり而して累年には種々あり英は十五年、佛は三年、諾威は五年を比較す本邦に於ては統計年鑑は五年、農商務統計表は十年なり要するに三年は短に失し十五年は長きに失するの感あり西哲曰く統計は比較に依て生活すと至言と云ふへし

第二二 調査年月の記入

統計表には必ず調査の年月を記入すへし然らざれば何年中の事實なるや何年何月現在の事實なるや何年度の事實なるやを知るを得ず全く統計の價値を失はしむることあるへし地理書等に引用せる人口又は産物等の統計に年月の記入なきものあり見る者をして茫然たらしむことあり

第二三 誤謬發見の方法

統計表に記入されたる數字に誤謬ありや否やは概ね左の三方法に依て發見せらるゝものとす  
一、檢算を嚴密にすること

檢算の方法に二あり(イ)は縦横に一々檢算し而して後縦の計を當り横の計を當り計の計に符合せしむるもの(ロ)は單に縦横の計のみを當り計の計に符合せしめ一々縦横に檢算せざるもの

右の方法中(ロ)は計の計に符合するも中に於て數字の轉記等あるも之を發見することを得ざる場合

町	村	牛	馬	計	
甲		二〇〇	三八〇	四二〇	二〇〇ニ三八〇ヲ加フレハ四一〇トナラズシテ五八〇トナル
乙		三五〇	二二〇	七三〇	三五〇ニ二二〇ヲ加フレハ七三〇トナラスシテ五六〇トナル
丙		一五〇	一六〇	三三〇	
計		七〇〇	七五〇	一、四五〇	然ルニ縦横ヨリ加算シ來ル結果ハ何レニシテモ一、四一五〇トナルカ如シ

あり故に手數なるも(イ)の方法に依り檢算するを要す  
家畜表の例を擧げて之を證せん

二、比較數を算出すること

本邦最近五年間に於ける各種繭の百分比例は左の如し

	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	
繭	八〇	八二	八二	八二	八〇	
玉	一〇	一〇	一〇	一〇	一一	
繭出	二	二	二	二	二	
殼	三	三	三	三	三	
繭屑	八	七	七	七	七	
繭計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	

然るに茲に今製表したる四十四年の繭表に就き比例數を算出するに



八二	玉	一〇	四	五	計
	蘭				
	出				
	殼				
	蘭				
	府				
	蘭				
	計				
					一〇〇

かりませば前五年に比し出殼蘭及府蘭に於て著しき相違あるを見る是れ特別の理由存せざる限りは記入されたる數字に誤謬あるものを知るへし

三、前年と比較し若くは概定の標準と對照すること

第一四 數字の讀方

調子能く讀むと然らざるとは事務の遲速に關係あるを以て注意せざる可からず  
普通

上げては(願ひましては)なり 見ては(さしては) こんでは(とん) 拂て(御破算では)等を用ゆ

第一五 計算の熟練

統計事務は常に夥多の數字を處理するものなるを以て算術を用ゆること最も多し而して算術は速算を貴ぶか故に珠算に熟練すること肝要なり

第一六 正誤の方法

記入の數字に誤謬ありたるるとき之を正すには總てを抹消し更に記入するを可とす而して抹消したる處には訂正者の認印を押捺し無責任の訂正に非ざる事を證すへし往々首切(例へは二二二、四五六)脚切(例へは二三三、二二二)胴切例へは(二五八、七二八)を爲すものあれとも此方法は訂正の箇所明瞭を缺

き却て誤謬を再ひするの恐れあり

第一七 統計書に正誤を附け又は正誤ある統計書を見るとききの注意

- 一、統計書を印刷し之に正誤を附する場合には公然表面に出し一見人をして見易からしむへし
- 二、正誤ある統計書を見る場合には直ちに訂正して見初むへし然らざれば大なる過を生ずることあるへし例へは正誤あるにも拘はらず訂正を忘れしか爲め誤りの儘之を使用したるとききの如し

第一八 數字の大小

合計總計平均等の場合に普通より少し大なる數字又は異なりたる書体の數字を用ゆるときは閱覽の際便益を感ずること少なからざるへし内閣統計局出版の動態統計表東京市勢調査表の如き合計若くは總計に大字を用ゐたり

第一九 數字記入法

- 統計表へ數字を記入するに二法あり
- 一、他人に讀ませ記入するもの  
此方法は經驗上誤謬を生ずること少なし然れども其讀方に注意すること肝要なり例へは(四)は「よん」「七)は「なな」「九)は「きう」「五)は「ごん」と讀むを可とす
- 二、自ら見て自ら記入するもの



此方法は普通なれども往々隣りの行を見誤ることあり注意すへし

### 第二〇 表の説明

表を見れば其詳細を知ることが得れども大体の事を知らんと欲する者若くは統計思想なき者に統計の趣味を感せしめんが爲めには表の前に簡單なる説明を附すること肝要なり而して表の説明は原材料供給者に於てするを可とす何となれば他の者に於ては説明する能はさることあるへければなり

### 第二一 説明の符號

表中の數字又は見出等に説明を要する場合ありたるときは符號を數字又は見出等の頭に附し欄外に同一の符號を置き之を説明すべし普通用ゆる處のもの左の如し

※ § + ∴ × A B C 等

### 第二二 計數の異動に注意すること

統計表の計數前年に比し著しき増減ありたるときは注意して其原因を探究し之を備考に記載するを要す然らざれば人をして其表の價値を疑はしむるに至るへし

### 第二三 材料の蒐集は有用のものに限るべきこと

統計材料の蒐集は行政上若くは經濟上有用のものたらさるへからず餘り微細に立ち入るときは無益の物迄も調査することあるへし慎まざるへけんや例へは明治六七年頃刊行せられたる勸業寮の物産表中

に鹽煎餅の數、汁粉の椀數、鮪の數等を調査しあり又某縣の町村是調査を見るに袴着、帯解の費用を計算しあり是れ等は無用の調査と云ふへし

袴着とは五歳の男兒ある家十一月十五日に初めて袴を着させ氏神に詣で親戚故舊を饗しおごするあり  
袴着や子の草履を親心(子室)  
袴着や蒲の冠者の幼顔(淵水)  
帯解とは三歳の女兒ある家十一月十五日に親戚故舊を饗し氏神を詣で詣すること袴着に同じ  
帯解やうしろく(筒井筒(台原)  
帯解の清水上る雪香哉(拙作)

第二回 折返し表

(一 第)

地	名	男	女	計
甲				
乙				
丙				
丁				
戊				
己				
庚				
辛				
壬				
癸				
計				



(二 第)

地名	男	女	計	地名	男	女	計
甲				庚			
乙				辛			
丙				壬			
丁				癸			
戊				計			
己							

(三 第)

地名	男	女	計	地名	男	女	計
甲				戊			
乙				己			
丙				庚			
丁				計			
辛							

地方の統計表を見るに往々簡單なる表にして記入の數字も甚た少なきものあり然るに第一の如き表を作るは印刷の際紙數の増加となり經濟上の不利あり且携帯上不便なり故に成るべく第二第三の如く二段表若くは三段表に折返し作成するを可とす

**第二五** 法令の改廢に注意すること

例へは一萬の人口に對し警察官五人のとき警察犯百件ありしに其後警察官の増加して十人となりしとき二百件ありしと假定せんに之れ眞に犯罪人の増加せしに依るか警察官の増加に伴ない警察眼の普く行渡りたるに依るかに注意すへし

**第二六** 統計臺帳設備の必要

統計臺帳を備へ年々之に記入し比較對照を爲すときは調査の誤謬を發見すること容易なるを以て漸次統計の正確を期し得へし

**第二七** 報告期限の恪守

統計樣式に夫れ夫れ報告期限を定めたる上級官廳に於て施政の參考に供し若くは月報年報等として出版公布せんか爲めなり然るに報告期限を遅延する地方少なからざるか爲め整理上甚たしき差支を生し豫定の出版時期を愆つに至ることあり歐米に於ては罰則を設け期限を誤るときは罰金に處するものあり「バルカウヤ」にては六ヶ月間月俸二分の一を減じ「アルゼンチン」にては其官を免す此は苛酷に失するの感あれども元來統計は大數觀察を必要とするを以て一村一郡の材料未達の爲めに全局を見ること能はざるの場合あるを以て本邦に於ても歐米の如く罰則を設くるの時來るへし

**第二八** 産業統計取扱者の責任

職に産業統計の事務に任する者は單に義務として處理するの觀念を去り統計上に顯はれたる事實を以



て管内産業の狀態を知り之に對する施設の方法を定むる參考となすの目的を以てせざるべからず例へは前年に比し衰頹せる産業は其原因を取調へ挽回の策を講し將來發達の見込あるものは特に獎勵の方法を設くる等産業上の方針を定むる材料と爲すの目的を以てせは事務の上に趣味を感じ如何にせは正確の數を得らるべきやを考究するに至り統計をして益々正確のものたらしむるを得へし調査の根本たる町村に於て單位觀察の任に當らるる諸君は特に此趣意を以て統計事務に當らるること必要なり若し夫れ報告さへすれば統計主任の責任を果したりと爲すか如きは謬れるの甚たしきものにして到底正確なる材料を得ること能はざるへし

米作收穫高の豫想に就き府縣に於て二百十日一週間前の景況を調査し八月三十一日迄に農商務省に報告せらるるや農商務省統計課に於ては即日之を整理して統計表を作成し之を大臣に差出す大臣は能筆の屬官をして鳥の子紙に淨書せしめ之を携帶して參内し天顏に咫尺して當年米作豐凶の狀況を奏上せらるるなり諸君よ諸君か町村に於て作成せらるる材料は集成して一縣の報告となり縣々の報告は合して全國の一覽表と爲り遂に天覽に供せらるる次第なり材料報告の任重且大なりと云はざる可けんや

### 第二九

産業統計の特殊なること

産業統計は施政の方針を定め若くは實業の經營に付必要缺くべからざるものなるを以て其正確を期せざる可からざるは暇々を要せざるなり然るに産業統計は彼の司法省に於ける民事、刑事、監獄統計大

藏省に於ける租税、輸出入、歳入歳出、國債等の諸統計に比し其正確を期すること極めて困難なり何となれば司法貿易等の統計は行政事務の結果を整理するものなるを以て少しく注意せば正確を期し得へしと雖も産業統計に至ては其材料を蒐集するには町村役場より一定の報告用紙を各戸に配付し其記入を待て之を集むるか又は吏員を派し各戸に就き口頭を以て調査の事項を質問し之を筆記するか或は各戸に命令し一定の期日迄に各自届出しむるか三者必ず其一に依らざるべからず設し此方法に依り蒐集したる材料と雖も徴税の用に供せらるるには非すやとの疑惑を抱き内輪に報告するもの多かるへし産業統計の正確を期する難しと云ふへし故に産業統計の局に當るものは熱心に事務を處理し町村人民をして施政上及實業の經營上正確の統計を必要とする旨を知らしめ眞實の報告を爲さしむることに勉めざるべからず

然るに地方統計機關の現狀に徴するに經費の節約甚たしく統計專任の吏員を置くに至らず所謂片手間仕事に属するもの多く前記三方法を採用するもの罕にして産業統計の材料は概ね推計を以て作らるるものゝ如し

### 第三〇

推計の方法

推計を行はんとせば確定したる數を基礎とするを要す基礎正しからざれば推計は全く價值なきものに終るへし例へは米麥作に就ては上中下田各數ヶ所に於て坪刈を行ひ其收穫高を基礎とし作付段別に乘



するか如きは是なり聞く所に依れば統計思想の幼稚なる地方に於ては動もすれば机上の推測若くは前々年の比較より空想を以て割り出したる數字を以て統計材料と爲すものありと無稽も甚たしと云ふへし

### 第三一 小票使用の効用

小票は農工商諸般の調査事項に就き當業者の各戸に配付し所要の事項に就き當業者をして自ら記入せしめ若くは調査員をして直接當業者に就き其答申を求め之を記入せしむるものとす

小票は縣若くは郡に於て印刷し之を町村に送り町村に於ては大字若くは區毎に適宜調査員を設け小票の配付蒐集又は其記入を爲さしむるものとす

此方法は手數と費用を要するを以て未だ普く使用するに至らず内閣統計局に於ける人口靜態及動態統計農商務省に於ける會社工場統計の如きは是なり然れども近年統計思想の普及に伴ひ正確の調査を要望するの聲漸く高く縣若くは郡に於て管下重要生産物に就き此方法に依り調査するもの益多數となれり之を要するに本調査は當業者の戸々に就き調査するものなるを以て監督及檢閲の方法にして其宜しきを得は推計又は老農等の意見に依り算出したる數字に比し確實なるものと認むるを得へし

### 第三二 農事調査

本邦古來農業を以て立國の基と爲す是を以て近年商工業頗る發達したりと雖も農家は五百五十萬乃至六百萬戸を下らざるへく國民の過半は農業に従事するものゝ如し果して然らば農家の状態に就ては尤

も精密なる調査の存在すへき筈なるに拘はらず農家の戸數所有地の大小、耕作地の廣狹すら今に完全の調査なきは盛世の一大缺點にあらずや蓋し農家には大小あり其經營大なるものは大農にして其家族婢僕使用人を併せて數十人若くは數百人を養ふものあるへく其小なるものに至ては夫妻終年勞働して尙且生を安せざるものあるへし是等大農小農の地方に於ける配付こそ農業状態の大勢と地方の貧富とを表章するものなり

地方に於ける農業状態を明瞭ならしむることは農業經濟の施設を爲すに於て喫緊の事なるを以て官民共に農事調査の必要を感じつゝある所なり去れば新に農事調査を計畫する場合には少くも左の如き様式に倣ひ調査委員をして各農家に就て一々之を聽取りて小票に記入せしむるか又は各農家に小票を配付し自ら記入せしめたる上之を蒐集し記入の誤謬に付之か訂正を嚴密にし確實の調査を爲さざるへからず左記様式は未だ充分の精鍊を経たるものにあらざるを以て尙ほ多少改正を要するの点あるへしと雖も茲に之を諸君の參考に供することとせり

道廳 府 縣 名		氏 名	市郡町村大字番地
業 名		本 業	副 業
耕 所		田	
有	無	一毛 桑樹果樹其他 樹木ヲ植付ケ タルモノ	其 他
二毛	普通ノ裏作		

明治四十四年十二月卅一日現在















(表の説明)

一、業名 本業と副業とを分ちたるは専業農家と兼業農家とを區別せんか爲めなり  
 二、農業に従事する者 主人及家族は實際農業に従事し若くは農業の監督を爲す者を調査すべきものとす茲に常備人とせしは臨時の傭人は或は一日、二日、十日、一ヶ月等の者あり調査に困難なればなり農業に従事する者の數を調査するときは耕地の段別に比較し何れの地方は勞力充分にして何れの地方は不充分なることを知るを得へし現今農業勞力欠乏の聲は各地に於て聞く所なり然るに今此調査なきを以て果して何れの地方に不足なるや又其不足の程度如何等は之を知るに苦しむ所なり農業勞力者の逐年減少しつゝあるは左の調査に依て畧推知し得へし

都會の増加 (現住人口一百万以上ノ市及町ノ數)

年次	一万人以上	二万人以上	五万人以上	十万人以上	二十万人以上	三十万人以上	四十万人以上	五十万人以上	計
一九一七	六九	三六	八	一	一	一	一	一	一一七
一九二〇	六九	四〇	七	三	一	一	一	一	一一三
一九二五	八九	四五	一二	三	一	一	一	一	一五二
一九三〇	八八	五二	一四	三	一	一	一	一	一六二
一九三一	八四	五七	一三	三	二	一	一	一	一六二
一九三六	一〇七	六一	一六	三	二	二	一	二	一九三

二十五年ニ比シ  
 シク増加セシ  
 ハ二十年ノ以  
 後市町村制  
 行ノ際区域  
 變更アリタ  
 ルト雖モ  
 一ハ村落ヨ  
 リ都會ニ移  
 住スル者多  
 カリシニ  
 依ル

四一	一五二	六八	一九	四	一	三	一	二	二四八
----	-----	----	----	---	---	---	---	---	-----

(備考) 本表ニハ沖繩及北海道ノ區ヲ包含ス

現住人口一百万以上ノ都會ト村落及現住人口一百万未満ノ都會トニ於ケル人口増加ノ割合

年次	人口一百万以上ノ都會		村落及人口一百万未満ノ都會	
	現住人口	人口千ニ付前年ニ對シ増	現住人口	人口千ニ付前年ニ對シ増
二二	五、五〇四、〇五九	一	三、五、四六四、七七六	一
二四	五、六五七、四九三	二七、八八	三、五、六一一、三三九	四一、三
二五	五、七六八、二二八	一九、五七	三、五、九二八、六一九	八、九一
二六	五、九二七、六九九	二七、六五	三、六、一三三、二七七	五、七〇
二七	六、〇八六、三三〇	二六、七六	三、六、三四四、六七五	五、八五
二八	六、二〇〇、八〇一	二〇、四五	三、六、八三七、四二五	一三、五六
二九	六、四〇九、七三六	三二、〇三	三、七、〇九〇、〇九七	六、八六
三〇	六、七七一、〇四二	五六、五二	三、七、二〇六、四五三	三一、四
三一	七、一三六、六六一	五三、八五	三、八、二六五、六六八	二八、四七
三二	八、九六四、四〇九	五一、二二	三、九、五七八、三二七	六、八六
三一	一一、一八三、五四七	四九、五一	四、〇、五五二、七五五	四九、二

右に就き都鄙人口増加の割合を觀察するに都會の人口は村落に比して増加の速度頗る駸々たるを認め即ち明治二十四年を以て二十三年に比すれば都會は人口千に付二十七人八八の増加にして村落は



四人二三なり明治二十八年に於ては都會は二十人四五の増加にして村落は十三人五六なり明治三十年に於ては都會の増加は五十六人五二にして村落は三人一四なり而して明治四十一年に至ては都會の増加は四十九人五一にして村落は四人九二なり之を要するに明治二十三年乃至四十一年に於ける都會の平均増加は約三十六人にして村落は約八人に當れり此の如く都會の人口の逐年著しく増加するは商工業の漸々發達するに従ひ農業地即ち村落より來住する者益増加するの趨勢あるに依る

三、所有地の欄を設けたるは所有地の大小に依る地主を調査せんか爲めなり

四、耕作地を所有地と借地とに區別せしは自作農、小作農及自作兼小作農を區別せんか爲めなり

### 第三 農商務統計様式に關する一般の注意

- 一、統計表には可成備考を記すへし  
表を見る者數字の高低著しきを發見したるときは必ずや其理由を問かんと欲するなるへし故に製表者は務めて備考を記し之か説明を爲すこと必要なり
- 二、備考には増減盛衰等の理由を記すへし  
備考の記載は簡單明瞭にして増減盛衰の理由を説明するものならざる可からず米麥表に就き一例を舉ぐれば前年より何十町若くは何百石の増又は減ありと云ふ事を記するに非ずして段別の増加は開墾、疏水、若くは耕地整理等に依り收穫の減少は氣候の不順、旱魃、降雨又は虫害等の爲めなること

- 三、自家用生産品と雖も調査を要せざる旨特に記載なきものは之を調査すべきものとす  
自家用生産品は調査困難なるを以て之を調査するに及ばずとせば過半は此名目の下に隠れて報告を免かるゝに至るへし故に様式に調査を要せざる旨特に記載なきものは之を調査することとせり自家用織物は調査に及ばざる旨特に記載せられたり
- 四、價額の計算方に就き特に其方法を記載せざるものは一般卸賣相場即問屋より小賣商人に賣渡す直段を以て計算すべきものとす然れども物品の種類に依り又は地方の情況に依り問屋の設備なき場合に於ては生産者より仲買人に賣渡す相場を以て計算するも差支なし  
價額の計算は一般卸賣相場に依るへしと定めたるは問屋の數は自然限りあるを以て調査の手續を要すること少なく稍簡易に計算し得べきか爲なり若し小賣相場に依ることとせば少なくとも數十ヶ所又は數百ヶ所に就て調べざるへからざるを以て手續を要すること甚たしく煩雜に堪へざるべきを以てなり然れども問屋の設備なき地方に於ては生産者より仲買人に賣渡す相場を以て計算するも差支なきなり
- 五、單位を一定すへし  
單位の一定は統計の整理上最も必要なるを以て様式規定以外の單位は換算して報告せらるへし然ら



さる場合には規定の單位に換算し得べき方法例へは果實表中の梅は石を以て報告すべき筈なるに貫を以て報告せらるゝ場合には一升若くは一斗の重量を備考に記載せらるへし

六、製造戸數の調査は工場をも一戸として計算すへし

普通の住家たる工場たるを問はず製造に従事する者の戸數を調査すべきものとす

七、職工の調査は戸主又は家族と雖も事實其職を執る者は之を計算すへし

職工は給料を與へ雇入れたるものゝみならず戸主又は家族と雖も事實其職に従事する者は之を調査すべきものとす

八、一斤は百六十匁を以て計算すへし

一斤の法律上百六十匁なることは何人も知る所にして茲に説明するは蛇足を添ゆるの觀あるも實際上の賣買に就て之を見るに百匁若くは百二十匁を以て一斤とするものあり此等は百六十匁に改算して報告するが然らざる場合には其旨を備考に附記することを忘るへからず



第一 米

- 一、様式の粳米糯米の欄には水田作を記し陸稻の粳米糯米は之を合算して陸米の欄に掲ぐべきものとす
- 一、苗代跡地は其儘にして作付せざる時は之を調査すべきものにあらずと雖も之に作付したる場合には作付段別に計上すべきものとす
- 一、病害蟲害若くは風水害等に依り收穫皆無となりし場合と雖も一日作付したる以上は總て其段別を調査すべきものとす
- 一、一段歩收穫高は何石何斗何升何合と數へ合迄を算出すへし
- 一、本年の收穫高が前年若くは平年作に比して著しき増減ありたる場合には早魃、霖雨、洪水等の爲めに作柄不良なりしこと若くは開墾、荒地起返し等に依り段別の増加せし爲め作柄の不良なりしに拘はらず增收なりしこと等其理由を記載すべきものとす
- 一、平年作とは最近七ケ年中に於て最豊最凶の二ケ年を除き残り五ケ年を平均して得たる商を云ふ茲に四十四年に於ける平年作を算出せんには四十三年より三十七年に遡り其中最豊最凶の二ケ年を除き残り五ケ年を合算し之を五分すべきものとす左に徳島縣に於ける實例を示さん

三十七年 505,570



三十八年	457,261
三十九年	478,310
四十年	
四十一年	
四十二年	538,434
四十三年	435,064
平均	5   2,414,669
平均	平均.....482,934

一、調査方法に就ては概して左の三方法あり

(第一) 小票に依るもの

農家の各戸に小票を配付して之に作付段別收穫高等を記入して報告せしむるか又は町村役場吏員若くは調査員をして各戸に就き一々聴取りたる上之を記入せしむるものとす

(第二) 町村を適宜の區域即ち大字、字等數區域(成るべく細別するを可とす)に分ち其區域毎に統計調査掛を置き之をして其區域内の作付段別を調査し成熟の良否を實地に見定め且老農等の意見を徴し之か報告を作成せしむるもの

(第三) 坪刈に依るもの

此方法は第二の方法と同じく町村を大字、字等數區域に分ち其區域内の上中下田に就き坪刈を爲し

且其區域内の實際作付段別を調査し之を上中下田の三等に分ち之に坪刈收穫高を乗し之を合算して收穫高を算出せしむるものとす

千葉縣に於て施行せし坪刈法は頗る精密のものなるを以て參考として其大要を左に掲ぐへし

### 水稻 坪刈 調査

(甲)坪刈法 水稻の坪刈を爲すには先づ一調査區(即ち大字、字等)の田地凡三十町歩内外の範圍に於て早稻、中稻、晚稻の各別に中等作柄三ヶ所を選定し左の方法に依り各區域共一齊に行ふへし  
(イ)坪刈の個所は稻の生育均一にして總量上の平均を得らるべき中等作柄地を擔當調査員及耕作人等三名以上立會の上之を選定すへし

(ロ)坪刈に使用する坪框は杉、松又は竹材を用ゐる幅三寸内外厚八分内外にて内徑六尺四方のものを可成一定に製作すへし  
框は携帯及使用に便ならしむる爲め其四隅は「あり組」と爲し蝶番ひ金物を附し組解きに容易なる様製作するを妨げずと雖も必ず固定して歪曲なからしむるを要す

(ハ)坪框の使用は斜框法に依り框の一角を前に置き稻株の配列に對して斜めに之を定置し其框の内部にある稻株を刈取るへし但框下に當れる稻株あるときは之を二分して刈取るへし

(ニ)刈取の時期は早稻、中稻、晚稻共一般農家の收穫季節に依り其時刻は晴天の日にて午後二



三時頃に於てするを適當とす

(ホ)刈取りたる稻穂は現場に於て籾と爲し粃米、糯米各別に其枳量及重量を計量すへし(適當の方法を以て芒、枇及蕁屑等を除去するを要す)

(乙)米量算定法

(イ)生籾の減量は稻の種類成熟の早晚、結實の良否或は籾拵の精粗等により一様ならずと雖も乾燥減歩合は凡そ一割乃至二割、籾摺減歩合は凡そ四割乃至五割を以て標準とす

(ロ)算出米量は生籾の枳量より先づ乾燥減歩合を減し次に籾摺減歩合を減したるものとす

(ハ)此の如くして一坪に對する米量を算出し之に三百坪を乗したるものを以て一段歩の米量とす

陸 稻 坪 刈 調 査

陸稻の坪刈を爲すには一調査區(即大字、字等)内にて生育均一なる中等作柄三ヶ所を選定し各個所毎に十坪乃至二十坪の方形に繩を張り其内にある畦の延間數を度り坪數を以て之を除し得たる長さは即ち一坪に於ける畦の延間數とす仍て此延間數の所を一條に刈取るへし

刈取りの時期、籾拵の方法、生籾の減量及米量算出の方法等は凡て水稻に準すへし

一、收穫高算出方法

例へは早稻一千町步中稻二千町步晚稻一千五百町步ありとし早稻一段歩の收穫高二石中稻三石晚稻

二石五斗とせば左の算法に依り總高を算出すべきものとす

早 稻	$1,000,0 \times 2,0 = 20,000$
中 稻	$2,000,0 \times 3,0 = 60,000$
晚 稻	$1,500,0 \times 2,5 = 37,500$
	+
總 高	.....117,500

若し右の算法に依らずして早中晚各の一段歩收穫高二石、三石、二石五斗を相加へたるものを三分して平均二石五斗を得之を總段別四千五百町步に乗するときは十一万二千五百石となり前法に比し五千石の差異を生すへし此方法は統計上眞の算法にあらざるを以て之を用ゆへからず

第二 麥

一、一段歩收穫高若くは平年の算出方法、調査方法、收穫高算出方法其他米表に就て説述したる諸々の事項は概ね本表に準用し得べきを以て茲に再説せず

一、田作畑作の二種に分ちたる理由は主として(イ)田作と畑作とは一段歩收穫高に於て如何なる差異ありや總收穫高に於て何れか多量なりや(ロ)裏作(田作の麥は米作に對し裏作なり)は年々如何に増減するやを知らんか爲めなり

第三 食用及特用農産物

一、本様式に定むる諸農産物は田若くは畑に作付したるものは段別の調査容易なりと雖も畦畔及間作



等の爲め段別の調査困難なるものは見積段別を記載すべきものとす大豆小豆等畦畔に作るものゝ調査は播付の種子の數量により其作付段別を計算するも可なり間作に係るもの例へは「さく」をきに作付したるものは其段別の半面積と計算するか如し

一、軍馬補充部、農事試験場等官公營に係る農場に在ても其の作付段別及收穫高を調査すべきものとす

一、大豆、豌豆、蠶豆、蜀黍は未成熟の時に於て枝豆、莢豌豆、若くは燒玉蜀黍として食用に供するものは之を石數に見積り調査すべきものとす

一、蒟蒻芋は生のものを計算すへし

一、食用百合とは専ら食用に供するものを云ひ花百合とは専ら切花用に供するものにして其球根は食用百合に比し小なるを常とす而して花百合の球根は主として海外へ輸出せらるるものにして四十年は五拾六萬圓、四十一年は四拾四萬圓、四十二年は六拾五萬圓、四十三年は七拾參萬圓の輸出ありたり茲に注意すべきは食用百合の生の欄には總産額を掲げ其内乾燥したるものを乾百合の欄に再掲すべきものとす蓋に於ても亦同し

一、漬菜とは山東菜、白菜等の如き漬物とするを目的として栽培したるものは場合に依り漬物に供せざるも之を漬菜として調査すべきものとす

一、蘿蔔類の如き年内に收穫すべきものにして一部翌年春季に遺るものあるときは其遺る部分は見積を以て之を計算し當年の收穫高に加算すべきものとす

一、筍は江南竹、苦竹、淡竹等凡て食用に供するを目的として栽培したるものは勿論山野自然生のものと雖も食用に供するの目的を以て採取したるものは合併して之を調査すへし

一、蕃椒の收穫高は乾燥したるものを計算すへし

一、除蟲菊は花のみを調査すへし但し乾燥したるものなること

一、人參、楮、三椏、杞柳の如き三年目若くは四年目に收穫すべきものゝ作付段別は實際收穫したる年の段別を調査すへし若し一段歩の作付中半は收穫せしときは五畝歩と計算すへし

一、人參、薄荷等を甲府縣に於て作付し收穫の時季に於て採取し之を乙府縣に搬出して乾燥する場合あり此場合に於ては生産地たる甲府縣に於て調査すべきものとす

一、漆樹及楡は山林、原野、堤塘、畦畔等に於ける自然生のものと雖も實際に漆液を掻き取り得るもの又は實際に楡實を收穫あるものは其收穫時季に於ける本數を調査すへし

一、蘭(備後蘭)と苙苙(七嶋蘭)の區別

備後蘭は其横断面圓形にして梢頭を距る一二寸の處に花を著け苙苙は三角形を爲し梢頭に花を著く

一、刺美は往々野生のものあれとも調査に及はず



一、大麻は其葉手を擴けたる如し下野廣嶋を主産地とす金引糸に製するもの是なり

一、苧麻、亞麻、刺美の區別及用途

(一)亞麻 別名アマ

學名 *Linum Usitatissimum*, L.

科 亞麻科 *Lineae*

英名 Flax.

亞麻は葉細くして鎗形に尖り綠色を呈す其葉柄は互生を爲すを普通とす花は正形にして萼瓣三乃至五あり花瓣亦同數なり葇柱は三乃至十箇とす各房(五房に分る)二箇の種實を藏す用途、纖維料及採油料なり

(二)苧麻 別名泉カラムシ、マヲ

學名 *Boehmeria nivea*

科 蕁麻科 *Urticaceae*.

英名 China grass.

苧麻は宿根にして其形「イラツサ」の如し葉は互生して形橢圓形又は心臟形を爲し鋸齒あり葉の表面は綠色なれども裏面は白色を呈す雌雄異花にして雄花は四箇の萼瓣と四箇の雄蕊とあり花瓣は淡黄

色なり雌花は其萼管狀を爲し頂上は四箇に分れ上に麥粒大の細粒群り外觀苺の如し是れ即ち種子なり用途品質上等なるものは越後縮の如きもの原料となり下等なるものは普通の布を製す性强韌なり纖維料と爲る

(三)刺美 別名辣美、ラミ、ラミー

學名 *Bachmeria antilis*.

科 蕁麻科 *Urticaceae*.

英名 *Ramnia heml.* Ramie or Ramee.

佛名 Ramie.

刺美は苧麻と其所属及性質、外觀、用途等能く近似し只異なる点は苧麻は寒冷の地方に栽培し得れども刺美は暖氣を好み又苧麻の如く乾燥を忌まざるにあり

刺美は萌芽及葉の面脊共に綠色にして實を結ぶこと多く纖維柔くして細く苧に製して光澤絹の如く又強韌なり苧麻の葉は表面綠色なれども裏面白くして粗毛を生し萌芽は紅色を帯ひ結實少なく纖維粗剛なり

(附記)

嘗て泉及刺美は同しく *Urtica* 属中に列せられしも「ポーター」なるる人泉(苧麻)と刺美とは其葉に刺







のものど雖も食用に供する目的を以て採取したるものは總て之を合併して調査すべきものとす

一、生柿は直ちに食し得るもの(即ち甘柿)澁を抜きて食するもの(即ち樽柿、湯通しの類)及干柿の原料たるべきものを調査すへし但澁の原料たるものは之を除く

二、干柿は原料を他府縣より輸入したると否とを問はず之を調査し乾燥後の量目を計上すへし

一、栗は果實收穫の目的を以て栽培したるものは勿論堤塘、畦畔、山林原野等に於て收穫したるものを合併して調査すべきものとす併し樹數の調査は到底不可能なるべきを認め調査に及はずと定めたり

第五 苗 木

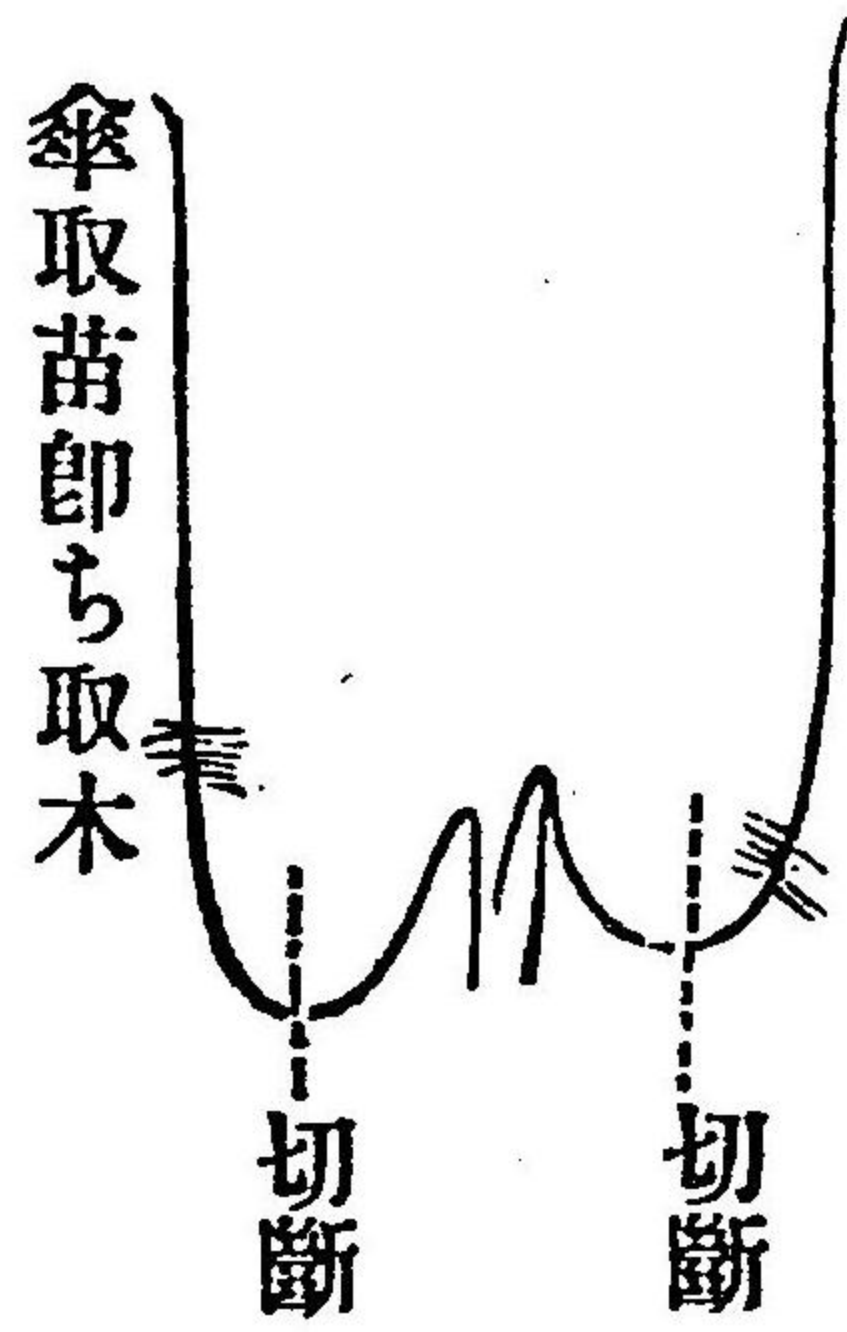
一、苗木は仕立てたる苗木の全部を調査するにあらずして公共團體(即ち町村の如し)又は其他の團體(即ち同業組合、産業組合又は申合規約に依る或る集合團體の如し)より無償にて配付し若くは有償にて拂下げたるもの及個人の販賣に係るものを調査すべきものとす

一、苗木の價額は生産者即ち團體若くは個人より販賣したるとききの價額に就き調査すべきものとす

一、代出苗とは桑樹の落葉後其枝條を土中に埋め春期に至りて之を掘取りて切斷し苗床に蒔付け發芽伸長せしめしもの又は傘取苗(曲取苗とも云ふ)の幹の根部を切取りて苗床に蒔付け發芽伸長せしめしものを云ふ

一、桑苗の其他とは挿木、取木の如きを云ふ

一、取木苗とは桑樹の落葉後其枝條を土中に埋め之より根を生せしめたるものを云ふ傘取苗の如き是なり



第六 桑 畑 及 茶 畑

一、段別の欄には桑のみを栽培したる畑若くは茶のみを栽培したる畑、言ひ換ゆれば桑園又は茶園と稱するものと段別を掲ぐべきものとす

一、見積段別の欄には桑畑又は茶畑以外に散在せるもの即ち畑の周圍又は堤塘、畦畔等に植付けたる桑、茶の株數を計算し之を附近の桑畑又は茶畑に準し段別を見積りて記すべきものとす

一、桑葉又は茶葉を採取し得べき年齢に達したるものに就き調査すべきは勿論其桑畑若くは茶畑たるに於ては未だ採取の年齢に達せざるものと雖も之を調査すへし

第七、八、九 春、夏、秋 蠶

一、春、夏、秋蠶の區別

春季に於て初めて飼養するものは春蠶たること明なれども夏、秋蠶に至ては飼養時季よりするも蠶



種よりするも其區別判然たらず是を以て從來の慣例に従ひ府縣の見込を以て夏秋蠶を區別せらるべきものとす

一、飼養戸數の調査は養蠶盛期即ち現に養蠶事業の最も盛に行はれつゝある時期に於て調査すべきものとす

一、掃立枚數は框製の蠶種は百蛾(原紙四枚に當る)を以て一枚に換算し普通製は蟻量四匁(五分付のものは二枚)を以て一枚に換算すべきものとす

一、繭の欄には玉繭、出殻繭、屑繭及蠶種製造の原料たる種繭を除きたる總てを計上すべきものとす

一、玉繭とは二つ繭のことにして二つ以上の蠶合同して一つの繭を作成したるものを云ふ

一、出殻繭とは蠶種製造の爲め使用したる出殻及手入の不行届なりしが爲め蛾の發生し又は蛆の發生したる殻繭を云ふ

一、屑繭とは浸繭、潰繭、死籠繭、平繭、薄皮繭又は不完全なる繭を云ふ

一、繭の量目を石數に換算するには一貫目一斗の割合を以て計算すべきものとす

一、本表の備考には氣候の適否、飼養の經過、桑葉の過不足等飼養中の概況を掲ぐべきものとす

一、天蠶又は柞蠶を飼養する者ありたるときは本表に準し別表を作成すべきものとす

一、天蠶又は柞蠶は屋外に飼養するを普通とし蠶及繭は殆んど類似して之を區別し難しと雖も天蠶の繭は青色にして柞蠶の繭は黄褐色なり而して天蠶は春季一回飼養すべく柞蠶は春季及秋季の二回飼養するを得へし(兩者とも繭一升は百〇五粒位なり)

一、熊本縣に於ける養蠶統計調査  
同縣に於ては明治四十一年訓令を以て養蠶統計調査規程を定め原票式を以て春夏秋蠶に就き之が調査を行ひ既に第三回に及べり

本調査に要する原票(第一様式)及要計表(第二様式)は縣より郡を経て町村に配付することとし町村長は大字、字等に適宜調査員を設け其受持區域を定め原票の配付蒐集又は其記入を爲さしむることとせり

右の方法に依り調査したる統計が他の推計統計に比し頗る正確のものなりしことは同縣養蠶統計表緒言に徴して明なり左に之を摘録すへし  
本邦現在の狀況に於て農業の統計は最も至難とする所にして就中本縣に於ける蠶業は晩近の發展に属し統計の基礎殆んど捕捉するに由なく蒐集する所の材料に就き其内容を精査するに吾人の感想に照し或は誇大に失し又は寡少に過ぐるものあり蠶絲の業は多年勸奨誘掖の結果今や米麥に亞く物産たる地位を占むるに至り今後尙大に發達を助成するの要あり諸般の施設計畫に對し確實なる統計を知るにあらざれば爲政の方針を誤まるの虞なきを保し難し於是乎統計材料蒐集の方法に改善を加ふ







屑繭 (浸繭、薄繭、其他不完) 石斗升

受持區名 町大字

明治 年 月 日 調査員 (秋) 本票は養蠶家一戸に付一票づゝ調製するものとす

一升未満は四捨五入のこゝに(八月以後に收購したるもの)

(表題欄ノ上ニハ春、夏、秋ノ文字ヲ記入スルモノトス)

蠶要計表

明治 年

(式様號二第)

事 記	飼養掃立		繭 産 額		同 價 額		一石ニ付價額
	戸數	枚數	繭	玉繭	繭	玉繭	
掃立五枚以上							
同三枚以上五枚未満							
同一枚以上三枚未満							
同 一枚未満							
計							

- (1) 掃立以來氣候ノ適否
- (2) 桑葉發芽ノ良否
- (3) 蠶兒、成育ノ良否
- (4) 前年ニ比シ飼養戸數増減ノ理由
- (5) 同掃立枚數増減ノ理由
- (6) 同收購高同價格増減ノ理由
- (7) 同給桑過不足ノ理由

注意 本表ハ主トシテ原票調査ノ結果ヲ集計シタルモノニシテ郡市役所又ハ町村役場ニ於テ調製スヘキモノトス

第一〇 蠶糸類及真綿

一、製絲戸數は其年七月末日現在を調査すべきものとす併し土地又は氣候の異なるか爲め此時期に於て既に製糸を終了したる地方あるへく若くは未だ製糸に着手せざる地方あるへし此場合に在ては其地方に於ける製絲の盛期を見定め之か戸數を調査すべきものとす

一、製絲戸數は特に設けたる製造場たるを自宅たるを問はず總て製絲に従事する場所を云ふ

一、一人にして數箇の製絲場を有する場合には之を各別に計算し二箇若くは三戸と記すへし

一、器械製絲場にして座繰を兼ね又は座繰製絲場にして玉糸を兼ねる如き場合に於ては戸數は之を双方に記入せずして其事業の主副を見定め之を其主なる部分に記入すへし是れ戸數の重複を避けんか爲めなり而して此場合に於ては其旨を備考に記すべきものとす右の場合に於ても製絲は器械、座繰、玉糸の三種に分ち各相當欄に記入すべきものとす

一、製絲戸數に於て十人繰未満、十人繰以上、五十人繰以上、百人繰以上の區別を爲すには現に使用する釜數即ち一釜に付製絲職工一人を以て單位として調査すべきものとす例へは十五人繰の製絲器械なるも現に使用する釜數八箇にして其職工亦八人なるときは十人繰未満に一戸として計上し又八箇の釜に十二人關係するも亦同しく十人繰未満に一戸として計上するが如し(座繰、玉糸の製造戸數計算に就ても之に準ず)又一箇の釜にて養繭を爲し其繭を索緒釜に移して緒を索め再ひ之を繰糸釜に



移して繰糸する場合に在ては最後の釜のみを一箇として數ふべきものとす

一、本表に於て「自一月至五月」ものと「自六月至十二月」ものとを區別したるは新繭より生産したる蠶糸と古繭より生産したる蠶糸とを區別せんが爲めなり即ち自一月至五月期間の蠶糸と古繭より生産したるものと見るべく自六月至十二月期間の蠶糸は概して新繭より生産したるものと見做すを得へし但し地方に依り成繭期節を異にするを以て右の區分にては事實新舊繭に依れる製絲を區分するを得ざる場合あるへしと雖も大体の方針を右の如く定むるの外なきなり

一、器械製絲とは原動力即ち蒸力、水力、電力等に依りて製絲器械を運轉して繰糸したるものを云ふ

一、座繰製絲とは單繰器械(足踏器械)座繰器具及從來の手繰等人力にて器械を運轉し繰糸したるものを云ふ

又人力を以て或る器械を運轉して動力を起し他の數人をして繰糸せしむる場合に於ても前項の器械に依るものなるときは座繰として調査すへし

一、玉繭繰絲は器械を用ふると座繰を用ふるとを問はず總て玉絲の欄に掲ぐべきものとす

一、屑絲とは廢斗糸及生皮苧を併稱したるものを云ふ

一、廢斗絲とは繰絲に際し手繰りたる屑糸を懇切に篋に捲き取りたるもの又は生皮苧を更に引延したるものを云ひ繰絲の緒を小篋に纏付けたるものを並廢斗絲と云ふ又繰絲の緒を一口毎に長く引延し

たるものを長廢斗糸と云ひ並廢斗絲を細く引延し精選して小篋に纏付けたるものを細廢斗絲と云ふ

一、生皮苧とは繰絲に際し繭を煮て緒を求むる爲めに手繰りたる繭の上皮の屑糸を云ひ座繰生皮苧と云ふ器械製絲の際手繰りたる屑絲を器械生皮苧と云ひ座繰及器械の兩生皮苧を廢斗糸に引延す際に生したる屑絲を平生皮苧と云ふ

一、屑物とは揚り繭、蛹肌及練綿の總稱なり

一、屑物を眞綿の原料に供せし場合に於ても其供用せし數量を屑物より控除するを要せざるなり

## 第一一 茶

一、製造戸數は其年五月末日現在を調査すべきものとす然れども土地又は氣候の異なるか爲め此時期に於て既に製茶を終了したる地方あるべく若くは未だ製茶に着手せざる地方あるへし此場合に在ては其地方に於ける製茶の盛期を見定め之か戸數を調査すべきものとす

一、玉露とは覆を掛けたる畑より摘取りたる茶葉を熱し之を揉捻し乾燥して製したるものを云ふ

一、煎茶とは普通の畑より摘取りたる茶葉を熱し之を揉捻し乾燥して製したるものを云ふ

一、紅茶とは普通の茶葉を揉捻して醗酵せしめ之を乾燥して製したるものを云ふ

一、烏龍茶とは普通の茶葉を攪拌して放香の手續を経たる後釜にて熬り之を揉捻し乾燥して製したるものを云ふ



一、番茶とは以上の各目に属せざる劣等の製茶を云ふ(番茶粉は番茶に算入すべきものとす)

一、玉露粉は煎茶粉に算入すべきものとす

一、本様式に掲ぐる各目外の製茶即ち碾茶磚茶の類ありたるときは其數量及一貫目の價格を掲ぐべきものとす

一、碾茶とは覆を掛けたる畑より摘取りたる茶葉を熱し之を焙爐に入れ反轉しつゝ乾燥して製したるものにして之を臼にて碾き飲用に供するものなり

一、磚茶とは粉茶を蒸し之を壓搾し乾燥して製したるものにして一見瓦の如し

一、煎茶には黒口釜熬を合算すべきものとす

一、黒口釜熬とは釜熬日乾製茶にして黒み多きものを謂ふ

(注意) 普通煎茶の製法は生葉を蒸して焙乾すれども略式として蒸す代りに生葉を釜にて熬る方法

あり此略式法に依れば製茶又釜熬茶と謂ふ

又焙爐中にて焙乾する代り「蒸し葉」又は「熬り葉」を筵の上にて揉み之を他の筵に擴けて日光に依り乾燥する方法あり此乾燥方法に依れる製茶を日乾茶と謂ふ

生葉を釜にて熬り之を筵の上にて揉みたる上、日光に乾燥して製したる茶を釜熬日乾製と謂ふ、釜熬日乾製と雖も短時期に其日乾を終へたる製品は青くして少しく黒みあるも其日乾に二日間も懸りたる製品は黒み勝ちたるものとなる、黒口釜熬即ち是なり

要するに「黒口釜熬を含む」とあるは釜熬日乾製中の黒口と稱する下等品も煎茶の内に合算するの意味なり

生葉を釜にて熬り揉捻の後火力に依りて乾燥したるものも釜熬茶なれども此の種の製法に依れるものは黒みを帯びずして充分綠色を呈す去れば黒口の釜熬茶は日乾法を併用せるものなりと知るへし(大林前農商務技師の談。氏は茶葉通なり)

### 第二 緑肥作物

一、第一表の春季に播種するものとは春蒔のことにして別に疑を挟むべき餘地なしと雖も第二表の秋季に播種するものとは調査の年の秋季に播種したるものを云ふに非ずして前年の秋季に播種したるものを云ふなり

一、畦畔其他に綠肥用として播種したるものは見積段別及收穫高を調査すべきものとす或る作物の間作に係るもの亦同し

一、刈取らずして植付の儘耕耘して肥料と爲すものは其收穫は見積を以て調査すへし

### 第三 家畜

一、本表には中央官廳即ち内務省、文部省(農科大學)警視廳、逓信省、陸軍省、宮内省、馬政局、農事試験



場等に於て所有するものは之を除き其他は總て之を調査すべきものとす

一、調査地域内の者の所有に属する牛馬にして調査地域外に於て飼養せしめつゝあるものは飼養地に於て調査すべきものとす

一、年内に出産して死亡したるものは出産の欄と斃死の欄の双方に掲ぐべきものとす

一、獣疫にて死亡せしものと雖も撲滅せしものゝ外は總て斃死欄に記すべきものとす

一、朝鮮牛又は清國牛は外種の欄に別記し朝鮮牛又は清國牛たることを明にするを可とす

一、調査法

家畜の調査は歐米諸國に於ては國勢調査と共に行ふものあり單獨に行ふものあり其方法は町村に適宜調査員を設け原票の配付蒐集又は記入を爲さしむることとせり千葉縣君津郡に於ては明治四十二年より原票式調査を行ひ其成績良好なりと云ふ

### 第一四 家 禽

一、飼養戸數及羽數は六月末日に於ける現在數を調査すべきものとす

一、産卵數は前年七月より本年六月に至る一ヶ年間に於て産みたる數を計算すべきものとす茲に特に六月に至る一ヶ年と定めたるは蓋し三月より六月迄は産卵の旺盛期にして七月以後は著しく衰退するの期節なるを以て之を區劃したるなり

二、鶏に在ては孵化後三ヶ月未滿のもの鶯に在ては孵化後二ヶ月未滿のものは雛として調査すへし

一、鶏と鶯とを併せ飼養するものは飼養戸數は主なる一方即ち鶏の方若くは鶯の方に記入すべきものとす若し之を双方に記入するときは戸數の重複を來たせはなり

右の場合に於ても羽數、其價額及産卵數は之を區別して鶏と鶯の双方に記入すべきものとす

一、本表には飼養の概況例へは傳染病流行の爲めに斃死したるもの多かりしこと、官廳より農家副業として飼養を奨励せしか爲め飼養戸數の著しく増加したること外國種の飼養益盛なること等を記すべきものとす

一、千葉縣に於ては家禽調査に就き明治四十一年訓令を發し同年より小學校兒童をして家禽飼養者に就き其實數を計査して之を一定の原票に記入せしむることとし既に第四回の調査を施行し其成績頗る良好なりと云ふ左に同縣家禽調査の概要を擧げ参考に供せん

### 千葉縣に於ける家禽調査の概要

#### 第一 調 査 項 目

本調査の目的とする家禽は(一)鶏(二)鶯(三)鶩(四)吐綬鶏の四種及其産卵とす

別記原票に示すか如く右の事實は成禽と雛とに區別して調査すべきものなるを以て鶏及鶯に在ては孵化後三ヶ月未滿のもの鶯は同しく二ヶ月未滿のもの吐綬鶏は同しく五ヶ月未滿のものを以て雛と



し之を記入すへし

## 第二 町村役場に於ける事務

町村長は現住者の氏名を調査し本調査執行の一週間前に之を小學校長に通知し且本調査を圓滿に遂行せんか爲め豫め區長若くは組長をして調査の主旨目的を各飼養者に告知せしめ安んじて兒童の尋問に應答せしむる手段を講し又調査當日は學校長に協力して指導監督を爲す

禽家原票及家禽臺帳用紙は町村役場に於て豫め印刷に付し學校長の要求に従ひ遲滞なく配付する筈なるか町村役場に於ては他の事務多忙なるか爲め學校に於ては一般に厚意を以て原票及臺帳用紙の印刷を爲せり

之を要するに町村役場に於ける事務は家禽調査の主旨目的を區長及組長をして各飼養者に告知せしむると學校長より提出したる調査の結果を郡役所に報告するにあり

## 第三 小學校に於ける事務

小學校に於ける事務は左の如し

- 一、現住者各戸に就き家禽飼育の有無を調へ家禽臺帳を調製すること
- 二、家禽票を印刷して生徒に配付すること
- 三、生徒の記入したる家禽票を監査集計して町村長に報告すること

## 第四 調査の時期

家禽飼養戸數及飼養羽數は六月三十日午前六時の現狀を産卵數は同日一日間に産出せしものを七月一日午前中に於て各町村共一齊に調査すへきものとす

右の調査に就き小學校長は六月二十八日若くは二十九日の午後學課を終りたる後四年生以上の生徒を集め現住者氏名を大字別に記し其内二三戸を一生徒に受持たせ翌朝登校迄に家禽飼育の有無を調査せしめ之に依りて家禽臺帳を調製す

小學校長は六月三十日の午後學課を終りたる後前記の生徒に飼養戸數及羽數は六月三十日午前六時の現在數、産卵は同日中に産みたる數を調査し小票に記入し翌朝即ち七月一日登校の際之を持參すへき旨を命し受持教員は之を檢査し疑はしきものは再調し集計して之を學校長に提出し小學校長は各教員より提出したるものを合計して町村長に報告すへきものとす

## 第五 家禽調査の効果

明治四十三年二月五日刊行の千葉縣家禽統計に記する所に依れば家禽調査の教育上に及ぼす効果は左の如し

### 一、統計思想の養成と兒童との特性

兒童の特性は正直にして有りの儘を數ふるには最も適當なり且敏捷にして勞苦を厭はさるの特



性あり

五八

## 二、産業と教育との接近

兒童は此調査により家禽の種類、成禽と雛との区分、雌雄の配合、産卵の多寡其他飼育の方法及卵肉の相場、並に輸出の状況等産業上有益の知識を得へし

## 三、活きたる教材と處務的觀念の養成

兒童各自が實物に就き一々數へ量りたるものを一枚の小票に記入し而して記入したる小票は之を學校に集め臺帳に照合して檢査を施し重複脱漏若は誤謬あるに於ては更に再調査を命し完全なるを認めたる上之を分類綜合して一の統計表を作成するものなれば始終計數的思想を離れざるを以て精緻なる觀察力と秩序的に周到の用意を以て事物を處理するの才能を養成する好手段と爲すに足るへし

又本調査は算術科地理科及農業科に就きては活きたる教育資料たるへし

## 四、積小爲大の經濟的思想と共同の養成

本調査の結果に依り全村一日の産卵數を知り之を基準として一ヶ月乃至一ケ年間の生産高を推定し更に其卵價を積算して年計五千圓、七千圓、若くは一万圓なる計數を得たりとせば之を兒童に示し此資金を以て立派なる校舎か建築され又は本村の歳費若は教育費に充用し尙綽々として

餘裕あるへきを説き而して此巨額の所得は元來零碎なる一個二個の卵價か集積したる結果に外ならざるを論し進んで少を積みて大を爲すは經濟の基礎なれば微物小事たりとも之を忽緒に附すへからざるを教ふるに於ては兒童は益生物好愛の念慮、殖産興業の趣味及勤儉貯蓄の功德偉大なるを感得し又一面には共同一致事を爲すは功を收むる速に益を得る多きの理を覺知するに至るへし近時夷隅匝瑛其他郡内に學校事業として養鶏を爲し或は鶏卵貯金會を起し卵代を以て授業料納付の資に充つるの舉あるか如きは即ち兒童に勤儉貯蓄の美風を養はしむる好適例として見るべきなり

## 五、言語及禮法の實習と父兄の感想

家禽調査區域(尋常小學校設置區域を以て一調査區と定む)内に於ける受持兒童の配置は可成上級生と下級生とを組合せ又或は各組に部長を置き年長者を以て之に充つる等實行上努めて遺憾なからしめんことを期せり爲めに兒童は命令服從乃至責任を重するの良習慣を養ひ又實地調査に従事して種々の當業者に接見するか爲め平常學校に於て修養せる訪問應接等は禮儀作法を練習し感得する所尠ならず而して學校職員及町村吏員は兒童監督の傍ら多數の保護者及家庭に接觸するの機會を得て家庭の状況を視察するの便宜あり一方に於ては學校に對する父兄の信頼は益々加重し又父兄其他一般に小學校教育の價值と其効果を認められたるを以て調査上何等弊



害の醸すことなく無事圓滿に結了せり

⑨監督職員認印

出票第 番號	飼主氏名	大字	オヤドリ(雌)		オヤドリ(雄)		ヒナノカズ (雌羽數)		一日ノ中ニウミ タル卵ノカズ	
			計	計	計	計	計	計		
			ニハトリ(鶏)	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
			アヒル(鶯)	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
			ガテウ(鶯)	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
			シチメンテウ (吐糞鶏)	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
鳥ハ明治四十三年六月三十日午前六時 ニ居リタルカズ 卵ハ全六月三十日中ニウミタルカズ 調アル時ハ明治四十三年七月一日午前中 受持兒童 高等小學校										

町村字名	現住者氏名	家禽飼養者氏名 (所帯主)	原票番號	受持兒童氏名	摘	要
計						

(甲號)

前年ニ對シ 増減ノ理由	計	吐糞 鶏	鶯	鶯	鶏	飼養戸數		飼養羽數		産卵個數
						未滿 十羽以上 五十羽未 滿	五十羽以上 百羽以上	未滿 十羽以上 五十羽未 滿	五十羽以上 百羽以上	

右及報告候也  
 明治四十三年七月 日  
 町長 氏 名殿  
 高等小學校長 氏 名 印  
 高等小學校長

(乙號)

飼養戸數		飼養羽數		合計		産卵	
未滿 十羽以上 五十羽未 滿	五十羽以上 百羽以上	未滿 十羽以上 五十羽未 滿	五十羽以上 百羽以上	未滿 十羽以上 五十羽未 滿	五十羽以上 百羽以上	未滿 十羽以上 五十羽未 滿	五十羽以上 百羽以上







月一日農商務省令第二十六號家畜市場法施行規則第一條)

一、常設市場は箇所数を調査し定期及臨時市場に就ては開催の日數に拘らず年内に於ける開催の度數を調査すべきものとす

一、牛及馬の双方を賣買交換する市場に在ては牛若くは馬の何れか主なるやを認定し其主たる一方に記入すへし若し之を双方に記入するときは市場數の重複を來たせはなり

右の場合に於ても出場及販賣の頭數と販賣價額とは之を區別し相當欄に記入すべきものとす

### 第一七 屠 殺

一、屠場數は其年内に於て實際に牛馬豚羊を屠殺せし場所を調査すべきものとす若し其年内に於て休業の屠場ありたるときは之を備考に記載すへし

一、本表の目的は食用肉類の調査に在るを以て警察の検査濟食用に適するものたらざる可からず故に獸疫に罹り撲殺せしものは屠殺として調査すへからず

一、成牛とは二歳以上のものを云ひ犢とは當歳のものを云ふ

一、斤量は内臓及毛皮を除きたるものを調査すへしと定めたるは屠肉は骨附の儘斤量を計算するを常とするを以て若し其骨を除き肉のみの量を計算するときは調査上の困難尠なからざるへしと認めたるに依る

### 第一八 會 社

一、本票用紙は厚紙を用ゐる其寸法は曲尺縦五寸横四寸五分と定めたり其厚紙を必要とするは製表の際種々の分類を爲すに就き數十回反復使用するも破損の恐れなからんか爲めにして寸法を一定したるは大小不同の紙を用ゆるときは小票の整理上不便尠なからされはなり

本票には十二月末日に現在する會社に就き調査記入すべきものとす

一、資本金、積立金、及社債は年末に最も近き決算期の現在額を記入すべきものとす例へは六月と三月の決算期の會社ならば三月の現在額、三月と九月の決算期の會社ならば九月の現在額を掲ぐるか如し

一、本票には商法第二編の規定に依り設立したる商事會社即ち合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社は勿論民法第三十五條に依り營利を目的とする社團にして商事會社設立の條件に従ひ法人たるもの即ち民事會社をも調査すべきものとす民事會社とは商業以外の營利事業を營むものにして例へは鑛業、農業、養蠶業、收畜業等を營む會社組合の如し

一、會社種類の欄には合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の別を記すべきものとす

一、設立年月の欄には登記事項中の設立年月を記入すべきものとす但し登記法施行以前に設立したる會社に在ては實際設立の年月を記入すべきものとす

一、會社の合併ありたる場合に於ける設立年月は合併以前の年月に依るべきものとす例へは明治三十



年一月設立の會社と明治三十五年六月設立の會社とか明治四十四年七月に合併したりとせは其設立年月は明治三十年一月たるへし

一、會社の目的の變更ありたるるとき例へは織物製造を目的としたる會社か之を廢して販賣専門と爲りたるか如き又は會社の組織の變更ありたるるとき例へは合名會社か變して株式會社と爲りたる場合の如きは其變更ありたるを以て設立年月と爲すべきものとす

一、或る會社か他府縣より移轉し來り其名稱を變更せし場合の如き其設立年月は移轉前の設立年月に依るべきものとす

一、營業の目的に就ては何々賣買又は何々製造等と記し商業なりや工業なりやを明瞭ならしめ運輸業に在ては水上運輸なりや陸上運輸なりやを分明ならしめ農業に在ては其事業の種類例へは開墾、耕作、牧畜等其事業の種類を記入すへし若し營業の目的數個なる場合には其主たるもの一に就き之を記入し其主副を區別し難きときは織物製造、菓産製造等と之を列記すべきものとす

一、様式に資本金とあるは合名會社及合資會社に於ける社員の出資額、株式會社に於ける資本金、株式合資會社に於ける資本金及出資額を意味するものなり

一、積立金は法定積立金(商法第九十四條、會社は其資本の四分の一に達するまでは利益を配當する毎に準備金として其利益の二十分の一以上を積立つることを要す額面以上の價額を以て株式を發行

したるときは其額面を越ゆる金額は前項の額に達するまで之を準備金に組入るゝことを要す)は勿論其他の積立金をも調査すべきものとす

一、社債とは株式會社か商法第二編第四章第五節(第九十九條乃至第二百七條)の規定に依り社債券を發行して引く債権者を募集し以て金員を借入れたるものを云ふ而して本票には社債の現在額即ち償還未済額を記入すべきものとす例へは拾万圓の社債ありて既に貳万圓を償還したる場合には八万圓と記入するか如し

茲に注意すべきは從來の報告に徴するに往々社債と普通債務又は一時の融通借とを混同して報告せらるゝ向あり爾後斯る誤謬を再ひせられざらんことを希望す

一、本票は支店に在ては提出するに及ばざるものとす斯く定めたるは資本金、積立金、社債等の諸項は支店に於ては之を報告すること能はざるへく若し報告し得る場合ありとせば本店の報告と重複するの恐れあればなり

右の例外として横濱、神戸等に於ける外國會社の支店は之を調査することとし其調査項目は内國會社に於けるものと同一たることを要すれども若し本店、支店と資本金を區別し居らざる場合の如き調査不可能の事柄ある場合には之を除くも差支なきなり

一、會社解散して登記の抹消ありたるときは勿論未だ登記の抹消なきも事實解散を爲したる場合には



調査に及はざるものとす

一、府縣に於ては町村より本票の進達ありたるときは之か記入の正否を檢査し誤謬訂正の手續を了したる上一票毎に番號を附し之を一括して其封筒に總計何枚と記し本省へ送致せらるべきものとす

第一九二〇二一 綿、絹、麻糸紡績

一、紡績場は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものとす

一、職工は平常使用する一日平均數を掲ぐべきものとす

一、資本金は會社に在りては拂込濟資本金若くは出資額の總額を掲げ個人の經營に係る工場に在りては流動資本と固定資本とを問はず放下資本金の總額を掲ぐべきものとす右の資本金は本社若くは本工場に掲ぐるときは支社若くは分工場に属するものは特に掲ぐるに及はざるものとす是れ重複に涉るの恐れあるか爲めなり

一、石炭消費高の單位を單に噸と定めたるは英噸を以て記入すべきことを示したるなり若し佛噸を以て記入する場合には佛噸と明記すべきものとす

英噸は千六百九十三斤に當り(從來普通千六百八十斤と計算したり)佛噸は千六百六十六斤に當る尙一層精密なる佛噸換算法は一万斤を六佛噸として計算するに在り

$$10,000 \text{斤} = 6 \text{佛噸} = 1 \text{萬斤} = 10,000 \text{斤}$$

一、十六歳未満の幼年職工と六十歳以上の老年職工との賃錢は壯年職工の賃錢に比し低廉なるを常とす故に普通職工の賃錢は老幼二階級に属する者を除き壯年職工のみに就き一人一日の平均額を算出すべきものとす

一、麻糸紡績に就き特に注意すべきは様式記載の大麻、黃麻、亞麻以外の原料を使用する場合に於ては其名稱及數量を記入すべきこと是なり

一、紡績綿糸の番手計算法

長さ八百四十碼、一封度のものを一番手と云ふ式を以て示すこと左の如し

840	1	1
840 × 2	1	2
840 × 3	1	3
840 × 4	1	4

以下順次に準ず

本邦に於て普通生産するものは十番手以上三四十番手位にして最も多く生産するものは平均二十番手内外とす然れども其細きものには七八十番手より百番手位のものあり輸入綿糸に至ては二百番手位のものあり



茲に注意すべきは二本もの八十番手を示すには80/2と記することは是なり

一、紡績絹糸の番手計算法

計算法は綿糸に同じ

(イ) 絹糸は六十番手位より七十、八十、百、百二十番手位のもの多く其細きものは二百番手位のものあり

(ロ) 細糸は二十番手内外を普通とす

一、紡績麻糸の番手計算法

長さ三百六十碼、一封度のものを一番手と云ふ式を以て示すこと左の如し

560 <sup>碼</sup>	1 <sup>番手</sup>	1 <sup>番手</sup>
360 × 2	1	2
360 × 3	1	3
360 × 4	1	4

以下順次に推す

麻糸の産出は二十番手乃至三十番手位のもの(太物と稱するもの)七分を占め四十番手乃至六十番手位のもの(細物と稱するもの)三分を占むと云ふ

第三二 織 物

一、機業戸數及機數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものとす

一、機業戸數

機業者にして二箇所の機織場を有する場合には機業戸數二戸として調査すへし

監獄に於ける機織場、府縣立工業學校機織部及織物試験場等は戸數に算入すへからず従て其製品は自營と委託とを問はず調査に及はざるものとす

一、工場とは家族たると雇人たるとは問はず十人以上の織工を有する機織場を云ふ

一、家内工業とは家族たると雇人たるとを問はず十人未満にて機織に従事するものを云ふ

一、織元とは原料を仕入置きて賃織者をして機織せしむるものを云ふ(呉服屋が僅に二三反の織物を賃織に出したる場合の如きは織元として計算するに及はず)

一、賃織業とは他人の原料に依り賃料を得て機織するものを云ふ

一、工場にして織元又は賃織業を兼ね家内工業にして織元又は賃織業を兼ね織元にして工場又は家内工業若くは賃織業を兼ね賃織業にして工場又は家内工業若くは織元を兼ねたる場合には何れか主たる事業なりやを判別し其主たるものに就き相當欄内に記入すべきものとす若し之を双方に記入するときは重複に渉るの恐れあればなり



- 一、力織機とは水力、汽力、瓦斯力、電気力等に依り運轉する機械織機を云ひ手織機とは力織機に属せざる總てを云ひ「バツタン」「ジャカード」機、足踏機の如きも手織機として調査すべきものとす
- 一、織工は平常使用する一日平均数を記入すべきものとす
- 一、織工は實際機臺に就きて作業するものを調査し經子、延工、糊付工、糸返し、管卷等の如き補助織工は算入すべからず
- 一、織元にて賃織業者へ機臺を貸與して製織せしむる場合には其機臺数は賃織業者の方に記入すべきものとす
- 一、賃織業者の手になりし織物の數量及價額は織元所属の地方に於て調査計上し戸數機臺數及織工は賃織業者所属の地方に於て調査計上すべきものとす
- 一、自家用織物は調査を要せざることと定めたり然れども賃織業者に織らしむるものに在りては調査すべきものとす
- 一、帯地は子供帯は男女とも二本を以て一本に數へ女帯地半巾物は二本を以て一本とす
- 一、匹は反(二反は一匹なり)に換算し其他卷、本、枚、碼(我三尺一分一厘)等を以て稱呼するものは數量價額とも各別に記載すべきものとす
- 一、輸向羽二重の如き種類の一定せざるものゝ數量は之を區分し何本又は何斤等と列記し價額も亦區別して記入すべきものとす

區別して記入すべきものとす

- 一、織物の一に於ける織物雜類の欄には絹織物絹綿交織物、綿織物、麻織物、毛織物及其交織物、緞通、由多加織其他地氈以外の總ての織物の價額を記入すべきものとす
- 一、織物の報告は此處に掲ぐる一、二、三の外織物指定特別調査(第六五)あるを以て往々指定特別調査に属する分を本表より控除せらるゝ地方あり此は悉皆本表に合算して記入することを忘るべからず

### 第三 莫 大 小

- 一、製造戸數は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものとす
- 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ケ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものとす
- 一、二種以上即ち「シャツ」「ツボン下」「靴下」等を製造するものは製造戸數及職工は其主なる一方に記入すべきものとす若し之を「シャツ」「ツボン下」「靴下」等各欄に記入せば製造戸數及職工は二重若くは三重に計算せらるゝことなるを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は「シャツ」「ツボン下」「靴下」等に區別して各欄に記入すべきものとす

### 第四 陶 磁 器

- 一、製造戸數及窯數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものとす



一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数  
 圖を記入すへきものとす

一、登窯は本邦従来の陶磁器燒窯にして山腹の傾斜を利用して築造す數多の燒間<sup>ヤキマ</sup>連続し燃料には薪材  
 のみを用ふ古窯、丸窯等あり

登窯に於ては「ドーギ」及捨て間は間數に加へす例へは第一圖に示すものは壹筋にて間數四個あるも  
 のなり其他窯數の計算に就ては左圖を見るへし

一、窯數の其他の欄には素燒窯、立窯等を記入すへきものとす

一、登窯は壹筋に付間數二個以上あるへきものなるを以て筋數に對し間數は倍數以上ならざる可から  
 す然るに或る地方の報告に依れば間數の筋數より少なきものあり此は窯の區別を詳にせざるか爲め  
 登窯以外の窯を本欄に記入したるに依るならんか注意を要す

一、製造品の其他の欄には土管、素燒甕の如きものを掲ぐへきものとす(圖畧す)

## 第二五 煉瓦 及 瓦

一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すへきものとす

一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ケ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數  
 を記入すへきものとす

一、二種以上即ち耐火煉瓦、普通煉瓦及瓦の三種を製造するものは製造戸數及職工は其三種の内主な  
 る一方に記入すへきものとす若し之を耐火煉瓦、普通煉瓦、瓦の各欄に記入せし製造戸數及職工は二  
 重若くは三重に計算せらるることなるを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は耐火煉瓦、普通煉瓦、瓦に區別して各欄に記入すへきものとす

一、耐火煉瓦と普通煉瓦との區別

耐火煉瓦とは原料たる粘土は渾て硅酸及礬土を主成分とし之を夾雜物として多少の酸化鐵、石灰、加  
 里、曹達苦土等を含有するものを云ふ

普通煉瓦とは普通粘土と砂とを混合して燒きたるものにして酸化鐵、石灰、及「アルカリ」の多量を含  
 有するものを云ふ

一、瓦には普通瓦、鬼瓦、軒瓦等の種別あり從て其形狀大小を異にすれども總て一枚を一個として計算  
 すへきものとす

一、耐火煉瓦の價額は普通煉瓦より高價なるを常とす然るに或る地方の報告に依れば普通煉瓦より低  
 價なるものあり此は調査の際誤なき様注意あらんことを希望す

## 第二六 漆 器

一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すへきものとす



一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、或る一部に漆を塗りたる篋筒の如きは漆器中に加算すべからず

一、漆塗の佛壇の如きは製造品の其他の欄に記入すべきものとす

第二七 墨表、莫莖及莞莖

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、製造元と賃業者との所在地を異にする場合に在りては賃業者の手になりしものゝ数量及び價額は製造元所屬の地方に於て調査計上し戸数及職工は賃業者所屬の地方に於て調査計上すべきものとす  
(製造元は原料供給者なり其所屬地に於て一戸として計上すべし)

一、本間莫莖(一名京間と云ふ)一枚は巾三尺一寸五分長六尺三寸にして並莫莖は巾二尺九寸長五尺八寸なり

一、莫莖の其他の欄には本間莫莖及並莫莖の外總ての莫莖類を調査計上すべきものにして例へば曲尺方二尺位の敷莫莖若くは内地向莞莖の如きも之に合算すべきものとす

一、莞莖一本とは四十碼(一碼は三尺一分一厘)を云ふ

第二八 工業用藥品

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、二種以上即ち硫酸、塩酸、硝酸等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を硫酸、塩酸、硝酸の各欄に記入せし製造戸数及職工は二重若くは三重に計算せらるることとなるを以てなり

右の場合に於ける數量及價額は硫酸、塩酸、硝酸等に區別して各相當欄にて記入すべきものとす

第二九 漆液

一、製造戸数は其年八月末日に於ける現在数を調査すべきものとす蓋し八月盛暑の頃は漆液製造の最盛期なればなり

一、漆液は問屋即ち製造人か搔取人若くは仲買人より買取りたるもの又は搔取人自身が製造する場合に於ても之を調査すべきものとす但し問屋間相互の取引に係るものは調査に及ばざるものとす若し之を調査するときは數量の重複に渉るの恐れあればなり



第三〇 油 類

七八

- 一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものとす
- 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものとす
- 一、二種以上即ち菜種油、胡麻油、荏油等を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を菜種油、胡麻油、荏油の各欄に記入せし製造戸數及職工は二重若くは三重に計算せらるることとなるを以てなり
- 右の場合に於ても數量及價額は菜種油、胡麻油、荏油等に區別して各相當欄に記入すべきものとす
- 一、農家に於て自家用の爲め僅に二三升を製造するもの如きは調査に及はざるものとす
- 一、其他の欄には列記以外の總ての植物性油を記入すべきものとす然るに從來魚油若くは礦物性油を混合して報告せられたる向あり注意を要す
- 一、菜種油は原料たる菜種の種類に依り又は製造方法の巧拙に依り油量の多少に關係あれども菜種一石より二斗内外の油を得二十貫内外の絞粕を得るを普通とす然るに地方從來の報告に徴するに菜種油の産出高に對し絞粕製出高の格外に多量又は少量なるものあり斯る場合には備考に其理由を附記せられんことを希望す

第三一 木 蠟

- 一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものとす
- 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものとす
- 一、生蠟と晒蠟とを製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を生蠟、晒蠟の各欄に記入せし製造戸數及職工は重複するを以てなり
- 右の場合に於ても數量及價額は生蠟、晒蠟に區別して各相當欄に記入すべきものとす
- 一、生蠟は楡實より搾取せる儘のもの悉皆を調査すべきものなるを以て晒蠟の原料に供するものをも加算することを忘るへからす

第三二 製 藍

- 一、製造戸數は其年十二月末日（明治四十三年七月より明治四十四年六月に至る一ヶ年間の調査に在ては明治四十三年十二月末日なり）に於ける現在數を調査すべきものとす
- 一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものとす
- 一、藍玉と藻とを製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を藍

七九



玉、藻の各欄に記入せは製造戸數及職工は重複するを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は藍玉、藻に區別して各相當欄に記入すべきものとす

一、藻と藍玉との區別

藻とは藍葉若くは本葉(本葉とは藍莖の下部に附着せるもの)を醱酵せしめたるものにして藍玉製造の原料なれども其儘使用することあり

藍玉とは藻を臼にて搗き丸形に固めたるもの即ち藻を精製したるものなり

一、藻は其儘使用するものと藍玉製造の原料たるものとを問はず之を合併して調査すべきものとす

第三三 薄 荷

一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものとす

一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものとす

一、二種以上即ち薄荷腦、薄荷油、取卸薄荷を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を薄荷腦、薄荷油、取卸薄荷の各欄に記入せは製造戸數及職工は二重若くは三重に計算せらるることとなるを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は薄荷腦、薄荷油、取卸薄荷に區別して各相當欄に記入すべきものとす

一、取卸薄荷とは薄荷草を蒸溜器に掛け取りたる儘の液にして薄荷腦を含めるものなり薄荷油は之より腦を取り去りたるものなり

一、取卸薄荷は其儘使用するものと荷薄油、薄荷腦の原料たるものとを問はず之を合併して調査すべきものとす

第三四 石 鹼

一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものとす

一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものとす

一、二種以上即ち化粧用石鹼、工業用石鹼等を製造するものは製造戸數及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を化粧用、工業用等の各欄に記入せは製造戸數及職工は重複するを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は化粧用、工業用等に區別して各相當欄に記入すべきものとす

一、從來の報告に徴するに往々箱若くは本等の單位を以て數量を記入したるものあり斯る場合には一箱若くは一本の重量又は個數等其内容を備考として記載することを忘るへからず

第三五 和 紙



- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす
- 一、二種以上即ち美濃紙半紙等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を美濃紙、半紙等の各欄に記入せし製造戸数及職工は重複するを以てなり
- 右の場合に於ても数量及價額は美濃紙、半紙等に區別して各相當欄に記入すべきものとす
- 一、美濃紙は書院紙、美濃紙、内山紙、信濃紙等美濃判製紙一切を含む
- 一、半紙とは全紙兩断し輕便にせるより此名あり豎八寸二分横一尺一寸二分を普通とす
- 一、鳥の子紙は古は雁皮今は三椏を原料とす色鳥卵の如きより此名あり質厚く肌滑に最も強靱なり主として辞令書、證券類、繪畫の印刷等に用ふ支那及歐米に輸出す
- 一、コッピ紙とは雁皮、楮又は三椏製の薄葉紙にして書狀、計算書等を複寫するに用ふるものなり
- 一、典具帖は楮の極めて優良なる纖維を以て精製したる紙にして質甚だ薄く色白く美にして強し金銀寶石類の包装及版下に用ふ胡粉にて模様を施したるを紋典具帖と云ひ窓硝子等に貼用す
- 一、東洋紙は其質半紙又は美濃紙に類し豎二尺横二尺一寸五分位にして専ら支那に輸出す
- 一、半紙は二十枚、美濃紙は四十八枚を以て一帖とし各十帖を以て一束とし十束(百帖)を以て一掃とす

して計算すへし鳥の子紙、コッピ紙、典具帖、東洋紙にして之に異りたる計算方法を用いたるものは一帖の枚数、一掃の帖数、一貫又は一斤の枚数等其内容を詳にするに足るべき事項を備考として附記することを忘るへからず

### 第三六 西 洋 紙

- 一、製造場は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものとす
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす
- 一、資本金は會社に在りては拂込済資本金若しくは出資額の總額を掲げ個人の經營に係る工場に在りては流動資本と固定資本とを問はず放下資本金の總額を掲ぐべきものとす
- 右の資本金は本社若しくは本工場に掲ぐるときは支社若しくは分工場に属するものは特に掲ぐるに及ばざるものとす是れ重複に渉るの恐れあるか爲めなり
- 一、石炭消費高の單位を單に噸と定めたるは英噸を以て記入すべきことを示したるなり若し佛噸を以て記入する場合には佛噸と明記すべきものとす(英噸佛噸の換算方法は第一九綿糸紡績に詳なり)
- 一、一封度は百二十匁を以て計算すべきものとす
- 一、連史紙は支那の連史紙(唐紙の白色なるものを云ふ)に模擬して洋式器械にて製造したるものなり



一、亞硫酸木原質(Sulphite Pulp)とは重亞硫酸石灰及遊離亞硫酸混合液を以て木材を煮熟し製出したる木原質を云ふ

一、曹達木原質(Soba Pulp)とは苛性曹達液を以て木材を煮熟し製出したる木原質を云ふ

一、碎木原質(GroundPulp)とは機械的に木材を磨碎して製出したる木原質を云ふ

一、原料の其他の欄には硫酸木原質(Sulphate Pulp)をも加算すべきものとす硫酸木原質とは硫酸曹達、苛性曹達及硫化曹達の混合液を以て木材を煮熟し製出したる木原質を云ふ

### 第三七 機械製麥粉

一、製造戸數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものとす

一、職工數は平常使用する一日平均數即ち一ケ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものとす

一、機械製麥粉とは精巧なる機械にて製造するものは勿論水車若くは牛馬力等を用ひて製粉するもの言ひ換ゆれば手挽に非ざるものは悉皆調査すべきものとす

一、麥粉は精製したる一番粉のみならず二番粉三番粉をも調査すべし

一、内國產小麥と外國產小麥とは製粉の割合を異にし内國產は原料一石より製粉約二十四貫外國產は約二十七貫を得るを普通とす然るに地方從來の報告に徴するに原料に對し製粉高の格外に多量又は

少量なるものあり斯る場合には備考に其理由を附記せられんことを希望す

### 第三八 澱粉

一、製造戸數は其年十二月末日(明治四十三年七月より明治四十四年六月に至る一ケ年間の調査に在ては明治四十三年の十二月末日なり)に於ける現在數を調査すべきものとす

一、原料使用高の其他の欄には葛、片栗、蕨、糯米、山慈姑、薯蕷、山百合等の數量及價額を掲ぐべきものとす

一、本表澱粉は食用に供するを目的として製造したるものを調査するに在るを以て糊料に供するもの例へは生麩、蕨糊の如きは之を除くべきものとす

### 第三九 寒天

一、製造戸數及釜數の調査は製造の盛期即ち寒氣凜冽なる十一月頃より二月頃迄の間に於て現に製造の最も盛に行はれつゝある時期に於て調査すべきものとす

一、寒天は一定の季節即ち十一月頃より二月頃に至る寒氣最盛なるの時季に於てのみ製造するものなるを以て職工數は製造期間に於ける一日平均數言ひ換ゆれば其時季間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數を記入すべきものとす

### 第四〇 雜



一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす  
 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、二種以上即ち牛肉、魚介、果實等の罐詰を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を牛肉、魚介、果實等の各欄に記入せし製造戸数及職工は二重若しくは三重に計算せらるることとなるを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は牛肉、魚介、果實等に區別して各相當欄に記入すべきものとす

第四一 燐 寸

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、二種以上即ち安全燐寸、硫黄燐寸、黄燐燐寸を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を安全硫黄、黄燐の各欄に記入せし製造戸数及職工は重複するを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は安全、硫黄、黄燐に區別して各相當欄に記入すべきものとす

一、安全燐寸、黄燐燐寸、硫黄燐寸の區別、安全燐寸とは黄燐を使用せざるものにして特種の摩擦薬を塗布したる摩擦面にあらされは發火せざるものを云ふ

黄燐燐寸とは黄燐を使用せるものにして特種の摩擦面を要せず何等の粗造面にても發火するものにして普通硝子粉又は鐵砂を外箱に塗布して摩擦面と爲したるもの多し

硫黄燐寸は黄燐燐寸と同様なるも頭薬少量にして特に軸木に硫黄を塗抹したるものを云ふ

一、小箱十二個を一打として計算すべきものとす但し十個のもの混入するも差支なし

第四二 製 革

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ヶ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、二種以上即ち牛革、馬革等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を牛革、馬革等の各欄に記入せし製造戸数及職工は重複するを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は牛革、馬革等に區別して各相當欄に記入すべきものとす

一、其他の欄には羊、鹿、貂、猫、犬、兔、狐、狸等の革を記入すべきものとす從て第六四林産物雜類に掲けたる獸皮と雖も革となりたるものは當然本欄に加算すべきものとす



一、枚数は一頭分を以て一枚と計算すべきものとす

第四三 麥稈及經木眞田

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、麥稈眞田、經木眞田、及麥稈經木交眞田の一反は共に六十碼（一碼は三尺一分一厘なり）を以て計算すべきものとす

一、製造元即ち原料供給者と賃業者との所在地を異にする場合に在りては賃業者の手に成りしもの数量及價額は製造元所属地方に於て調査計上し戸数及職工は賃業者所属の地方に於て調査計上すべきものとす

一、生徒か學業の餘暇に於て又は老幼婦女か家業の閑暇に於て他より原料の供給を受けて斯業に従事する場合の如きは其戸数及人員を調査するに及はす但し専ら之に従事し賃業者と見做すべき者に在ては其戸数及職工を調査すべきものとす

右の場合に於ては其製造したる數量及價額は原料供給者の方に於て調査計上すべきものとす（原料供給者は一戸として計上すべきものとす）

第四四 時 計

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、二種以上即ち置時計、掛時計等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を置時計掛時計等の各欄に記入せば製造戸数及職工は重複するを以てなり  
右の場合に於ても數量及價額は置時計掛時計等に區別して各相當欄に記入すべきものとす

第四五 玻 璃 製 品

一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、二種以上即ち壘、石笠等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を壘、石笠等の各欄に記入せば製造戸数及職工は重複するを以てなり  
右の場合に於ても製品の價額は壘、石笠等に區別して各相當欄に記入すべきものとす

一、其他の欄には「ランプ油壺」玻璃鏡等を記入すべきものとす但し玻璃鏡は第四八、工産物雜類表に



も掲ぐることを忘るへからす

#### 第四六 刷子

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす
  - 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす
  - 一、二種以上即ち齒磨用、理髪用等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を齒磨用、理髪用等の各欄に記入せしは製造戸数及職工は重複するを以てなり
- 右の場合に於ても數量及價額は齒磨用、理髪用等に區別して各相當欄に記入すべきものとす
- 一、其他の欄には靴磨用、羅紗掃用等を記入すべきものとす

#### 第四七 釦

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす
- 一、二種以上即ち金屬釦、貝殼釦等を製造するものは製造戸数及職工は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を金屬釦、貝殼等の各欄に記入せしは製造戸数及職工は重複するを以てなり

右の場合に於ても數量及價額は金屬、貝殼等に區別して各相當欄に記入すべきものとす

- 一、從來の報告に就て之を見るに本表各欄に記入せらるる釦は其品質の高下に從ひ價格も亦甚たしく相違するものあるか爲め數量と價格との權衡を失するやの疑あるもの尠なからす斯る場合には其品質の概要を備考に附記せられんことを希望す

#### 第四八 工産物雜類

- 一、製造戸数は其年十二月末日に於ける現在数を調査すべきものとす
- 一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす
- 一、フェット帽子(Felt-hat)とは軟毛を壓迫して製造したるものにして山高及中折帽の如きはなり
- 一、綿製手巾には西洋手拭(Towel)又は「ドロンウラッシュ」(Drawn work)を算入すへからす
- 一、竹製品とは籠、筥等の如く竹のみを以て製造したるものは勿論竹木等を以て製造したるものも主として竹を用ゐたる場合には竹製品として調査すべきものとす
- 一、絹製品とは「テーブル掛」、寢衣、皿敷、寢臺掛「ピアノ掛」等を云ふ刺繡、絹レース等も亦合併して調査すべきものとす
- 一、玩具の調査に陶磁器製のものを除くと定めたるは第二四、陶磁器表に玩具の調査あるを以てなり



明治三十七年九月農商務省訓令第十一號に定むる工場統計様式に就て説明すべき順序なれども明治四十二年十一月農商務省令第五十九號工場統計報告規則に依る様式は調査の項目頗る細密にして之か説明を爲すときは訓令の方は自然了解し得らるへしと信するを以て以下省令に就て説明することとせり

一般の心得

一、本票は工場所有主の會社たるを個人たるを問はず直接作業に従事する者平均一日五人以上を使用する總ての工場主より十二月三十一日現在に依り調査報告すべきものとす但し本調査は毎五年にして明治四十二年十二月三十一日現在に依り調査報告したるものを以て第一回と爲すを以て第二回は明治四十七年十二月三十一日現在に依り調査報告すべきものとす

一、二個以上の工場を有する者は各工場各別に工場票を差出すべきものとす但し分工場より差出すものは本工場と區別する爲めに分工場と記すべきものとす

一、同一地域若くは同構内に二三の分工場ある場合に各獨立分工場と認め得べきときは各別に報告すべく反之所在地若くは建物を異にすと雖も附屬と看做すべきものは本工場若くは獨立分工場に合併して報告すべきものとす

一、獨立分工場と附屬工場との區別

本問は一概に断定し難きを以て場合に依り認定するの外なし去れど工場の直接管理者を異にする場合又は本工場と所在地の遠隔せる場合の如きは獨立分工場と認むるを得へし

一、他府縣人か本縣内に工場若くは分工場を有する場合には其工場若くは分工場は本縣へ報告すべきものとす

右の場合に於ては報告者は工場主、支配人若くは管理者たるべきものとす

一、本省令に依り報告すべき工場とは家内工業と否とを問はず製造、變造、修覆、裝飾、精整其他の加工業、包装業、荷造業、電氣又は瓦斯供給業、印刷業、寫真業、製煉業(鑛業附屬のものを除く)其他各種の工業を營むるものを謂ふ但し中央官廳直轄工場、中央官廳直轄の學校又は試験場等に附屬する工場、監獄内の工場、採鑛業、鑛業附屬の製煉業に就ては報告を要せざるものとす

(明治四十二年十一月二十日第二〇六二號次官通牒)

一、工場には一定の建物の有無に拘はらず住家の一部に於て作業するもの例へは店先、座敷、土間又は倉庫、小屋等にて作業するものも之を包含す但し石切の如き庭先又は路傍等に於て作業するもの其他一時限り若くは轉々して作業に従事するもの例へは大工、左官等にして自家に工場を設けず日々他の諸請負事業を爲し其工事の終了と共に隨時建築工場を移轉し若くは廢止するものゝ如きは工場と認めず



一、包装又は荷造工場も調査すべきものなれども運送業の傍ら營む荷造、包装の如きは調査に及ばざるものとす

一、製茶工場は固より調査すべきものなれども農家の副業として一兩日位自家用製茶を爲すものゝ如きは調査に及ばず但し副業と雖も廣く製造に従事し工場と認むべきものは調査すべきものとす

一、府、縣、郡、市、町、村其他の公共團體に於て直接に經營する工場又は實業學校、試験場、講習所等に附屬する工場にして教師及生徒に依り實習的に作業せらるゝものは調査に及ばず但し是等以外に直接作業に従事する職工等徒弟一日平均五人以上ある場合に在りては其事業の營利的なると否を問はず工場として調査すべきものとす

一、直接作業に従事する者は家族たると職工若くは徒弟たるとを問はず平均一日五人以上を使用する工場は之を調査すべきものとす

但し工場主を算入すへからず

一、本省令第一條に直接作業に従事する者平均一日五人以上とは調査期日即ち十二月三十一日に於て現に五人以上なるを云ふにあらすして就業期間の延人員を平均して一日五人以上なるを要するの義なり詳言すれば一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除したる平均數五人以上なるを云ふ但し或る種の工業例へは「ラムネ」茶、氷、酒、醬油等の製造の如き一定の時季にのみ作業するものに在

りては其時季間の就業日數にて工業者の延人員を除したる平均數五人以上なるを要す様式注意第四項に平常使用する一日の平均數とあるも亦此意なり

或る工場にて平常二三人の職工を使用し臨時に多數の職工を使用する場合あり此場合に於ても一ヶ年間の就業日數にて就業者の延人員を除し平均數五人以上なるときは是亦調査すべきものとす

#### 各欄記入の心得

##### 一、工場名稱

其名稱あるものは名稱通り記入し家内工業若くは小工業等にして別に名稱なき場合には「」を用ゆへし  
分工場ならは何々分工場と記入すべきものとす例へは何々分工場又何會社分工場と記入するか如し

茲に注意すべきは前二項は本票裏面の工場名稱記入に就ても同様たるべきこと是なり織元より原料及器械の供給を受け織工を使用し賃織を爲すもの又は織元より原料のみの供給を受け自ら器械等を設備し織工を使用し賃織を爲すものに在ては工場名稱の欄に何織元の賃織工場たることを明記すべきやと云ふに此場合には單に其工場名稱を記入すれば可なり

##### 一、工場所在郡市町村名



町村に在ては何郡何町村大字何と記入し市に在ては何區何町と記入すへきものとす  
町村に於て大字、市に於て區及町名を記入せば工場所在地を知るの便少なからざるへし

一、工場主名

工場持主か個人なれば其氏名を記入し會社なれば會社名を記入すへきものとす但し他人より工場を  
借受け工業を営むものものに在りては其工業經營者の氏名を記入すへきものとす

一、創業年月

工場開始の年月を記入すへきものとす例へは會社に在りては工場の設備成り作業を始めたる年月を  
記入すへき家内工業に在りては實際其業を始めたる年月を記入すへきものとす

工場主名及工場名稱に変更ありたるも製品を変更せざる場合に在ては其工場の創業年月は従前の年  
月を記入すへきものとす

家内工業にして祖先傳來のものに係り其他創業の年月詳ならざるものは不詳と記入すへきものとす

一、主要製品

製品の種類數多なる場合に於ては其内主たるもの一を選び記入すること例へは製糸工場に在りては  
本來生糸を以て主要製品とするを以て本欄には生糸と記入し裏面製品の種類欄には生糸及之に伴ひ  
生したる廢斗糸生皮苧又は屑物に區別して記入するか如し其他之に準し記入すへきものとす

主要製品は裏面列記の製品の種類に依り之を識別し得へきを以て表面特に主要製品の欄を設け之を  
記入せしむるの必要なきに似たれども其實裏面の列記を以て何れか主たるやを認むるを得ざる場合  
少なからされはなり

一、一箇年間就業日數

就業日數は一箇年中に於ける作業日數即ち休業日を除きたる日數を記入すへきものとす但し或る種  
の工業にして一定の時季に於てのみ作業するものものに在りては其時季間の作業日數を記入すへきもの  
とす

一、平均一箇月間休業日數

一箇年中又は一定時季間に於て作業を休止せし一箇月間平均日數を記入すへきものとす

茲に注意すへきは例へは一箇年間不斷作業する工場に在て平均一箇月間に二日を休業するとせば一箇  
年間には廿四日なり此場合に於ては一箇年間就業日數は三百四十一日若くは之より少なき事是なり

一、一日就業時間

一日就業時間は普通の場合、徹夜の場合共に各相當欄に何時間(一箇年間又は一定時季間の平均)と  
記入し其始業時及終業時をも記入すへきものとす若し季節に依り就業時間に著しき長短あるものは  
各其季節及其時間を記入すへきものとす例へは夏は何時間冬は何時間と記するか如し



家族のみにて作業する場合に於て就業時間一定せざるときは他の同業工場に準じて記入すべきものとす

一日就業時間には休憩時間を包含するものとす

一、一日休憩時間

一日休憩時間は普通の場合、徹夜の場合共に各相當欄に何時間（一箇年間又は一定時季間の平均）と記入すべきものとす

一日休憩時間とは就業時間中の食事又は休息の時間を云ふ

一、技師技手其他工場監督者の數

技師技手其他工場監督者あらは名義の何たるを問はず平常使用する一日の平均數を記入すべきものとす但し工場主を合算すべからず

一、直接作業に従事する者の數

職工徒弟は勿論其他直接作業に従事する者の數は平常使用する一日の平均數を男女別に且年齢別に各相當欄に記入すべきものとす或る種の工業にして一定の時季にのみ作業するものに在りては其時季間に於ける一日の平均數を記入すべきものとす但し工場主を合算すべからず

本欄には其工場に於て直接作業に従事する者の數を記入すべきものにして他に賃業者あるも之を加

算すべからず

○直接作業に従事する者と労働人夫との區別

(イ)直接作業に従事する者とは職工及徒弟より其意義廣汎にして例へば蒸氣機關を運轉する工場に於て機關の釜焚に従事する者織物工場に於て織工は勿論糊付、管巻、經子、延工又は「糸返し」に従事する者の如き總て之を包含す

(ロ)職工とは製造加工等其作業に付多少の熟練ある者を云ひ徒弟とは同上作業を修習しつつある者を云ふ

(ハ)酒類醬油等の醸造場に於ける水汲、米搗の如き澱粉製造場に於ける芋洗又は運搬人等の如き單に労働に従事する者は労働人夫として調査し直接作業者に算入すべからず但し水車業又は精米業等に於て同一人にして直接作業と労働とを兼ねたる場合に於ては分量の多少に依り其主たる一方に算入すべきものとす

(ニ)塩製造場に於て塩田に塩水を撒布し又は運搬等の作業に従事する「ハマ子」又は砂を掻き寄せ掻きさらす等の作業に従事する「ヨセ子」の如きは醸造場に於ける水汲、澱粉製造場に於ける芋洗と同しく労働人夫と看做すべきものとす

○直接作業に従事する者の年齢別計算法



直接作業に従事する者の年齢別の調査は一定時期の現在數に依り直ちに記入すべきものに非ず例へば茶製造の如き一定の季節を限り作業する工場に在ては其期間内に於て又一箇年間通して作業する工場に在ては其一箇年内に於て十二歳以上の者何人十二歳未満の者何人と年齢別に延人員を計算し之を就業日數にて除したるものとす但し作業者の出入頻繁にして工場主に於て年齢の算定を爲し難き場合に於ては推定に依り記入するも妨げなし

一、職工一人一日の賃錢

茲に職工一人一日の賃錢とせしは直接作業に従事する者の中職工と稱すべき者（其説明は前項にあり）が受くる一人一日の平均額を記入すべきことを指示したるなり若し賄、被服等を給與し又は其代價を給與するものに在りては之を賃錢に合算すべきものとす但し工場主の家族、年期雇人又は職業弟子等の作業に従事する場合に於て工場主が賃錢を支給し居らざるときは其作業の種類就業時間及他の職工の賃錢等を參酌し見積を以て一日の賃錢を定むべきものとす

一、労働人夫の數

労働人夫とは直接作業に従事する者以外の労働者例へば醸造場に於ける水汲人夫澱粉製造所に於ける芋洗人夫の如き單に労働に従事する者を云ふ而して本欄には平常使用する一日の平均數男女別に記入すべきものとす但し或る種の工業にして一定の時季にのみ作業するものに在りては其の時季間

に於ける一日の平均數を記入すべきものとす

一、汽機

(イ) 汽機 (Steam engine)

蒸汽熱力を往復運動の機械力に變する装置を云ふ

(ロ) 蒸汽タービン (Steam turbine)

蒸汽熱力を回轉運動の機械力に變する装置を云ふ

一、瓦斯發動機 (Gas engine)

瓦斯の爆發力を往復運動の機械力に變する装置を云ふ

一、石油發動機 (Oil engine)

石油の爆發力を往復運動の機械力に變する装置を云ふ

一、西洋形水車

(イ) タービン式水車 (Water turbine)

水力を回轉運動の機械力に變する装置を云ふ

(ロ) ペルトン式水車 (Pelton wheel)

水力を回轉運動の機械力に變する装置を云ふ



## 一、日本形水車

日本形水車は機關數の欄に幾個と記し實馬力を計算し得るものは之を記し計算し得ざるものは明不  
と記すべきものとす

## ○水車の馬力計算方法

一秒時の流水の速力(呎)に水の幅と深とを乗し(圓管の場合には $\frac{\pi}{4} \times \text{管径}^2$  (圓管) 之に一  
立方呎の水の重量即六十二封度五(海水は六十四封度)と高(水車の下端より樋口の水面迄)を乗  
し之を一秒時の馬力五百五十呎封度を以て除し更に能率を乗すること  
能率左の如し

下射水車(下た受けもの) 能率〇、三五—〇、五〇

胸射水車(中受けもの) 同 〇、五五—〇、六〇

上射水車(上は受けもの) 同 〇、六五—〇、七〇

渦漩水車(西洋形タービン式のもの) 同 〇、七五—〇、八〇

今水の速力、幅、深、高等を假に定めて此計算法に依り計算するときは左の如し

流水の速力を一秒時三呎とし水の幅を二呎とし深を一呎として相乗するときは六立方呎となる之  
に一立方呎の重量六十二封度五を乗るときは三百七十五封度となる之に高さを十呎として乗す

るときは三千七百五十呎封度となる之を一秒時に對する馬力五百五十呎封度にて除するときは六  
馬力八となる之に能率〇、七〇を乗るときは四馬力七七となる(二呎は我邦の一尺五厘七毛なり)

## 一、發電機(Dynamo)

機械力を電流に變換する裝置を云ふ

## 一、電動機(Electric motor)

電氣を回轉運動の機械力に變する裝置を云ふ

## (イ)自家發電

自家専用の發電機に依りて供給せらるる電動機を云ふ

(ロ)他より電力の供給を受くるもの

電燈會社等より送電を仰ぐものを云ふ

○自家に發電機と電動機を備ふるものは其發電機及電動機の臺數キロワット又は馬力數を記入し且  
發電機の原動力機たる汽機又は水力機等の臺數並に馬力數を相當欄に記入すべきものとす他より  
電力の供給を受くるものは電動機の臺數及馬力數を相當欄に記入すべきものとす

## 一、其他(原動機)

本欄には以上列記以外の原動機例へは空氣發動機又は風車(ウインドミル)の如きを記入すべきものとす



以上列記の各原動機は其機關數及實馬力を記入すべきものとす

實馬力とは機械軸に於て實際發生せる馬力を云ひ一馬力とは三万三千封度の重量を一分時間に一呎の高さに上ぐる力を云ふ

キロワット (Kilowatt) は電力計算の單位にして一千「ワット」を云ふ七四六「ワット」は一馬力に當り「キロワット」は一馬力三分四厘に當る

「ボルト」 Volt 「アンペア」 (Ampere) を「キロワット」に換算の方法左の如し

$$\text{キルトンアンペア} \times 1.000 \text{ワット} = \text{キロワット}$$

一、石炭消費高

動力用には機械の運動を起さしむる爲めに費消せしものを記入し其他には右以外に消費せし總てを記入すべきものとす

茲に注意すべきは石炭消費高は年中作業する工場に在りては一箇年間又一定の時季にのみ作業する工場に在りては其時季間に消費せし總量を調査すべきこと是なり

一、製品の種類

製品の種類は成るべく細別して記入すべきものとす例へは時計工場に於ては單に時計と記さずして置時計、掛時計、懐中時計と區別して列記するか如し(主要製品の項参照)

一、製品の數量及價額

數量の欄には貫、斤、箇、反等の單位を記入すべきものとす從來の報告に徴するに往々單位を脱したるものあり照會往復に少なからざる手數を要したり

○製品の價額は其年内に製造したるものゝ内賣却したるものは其價額を調査し賣却せざるものは一般卸賣相場を以て之を計算し合算したるものを記入すべきものとす

○中央の官廳の依託を受け煙草等を製造する工場に於ては其數量を記入すべきものとす但し價額は不明なるを以て不詳と記すへし

○米麥等の賃搗を爲せるものは其數量を記入し價額の欄には搗賃と明記し其賃料を掲ぐべきものとす其他賃工業に属するもの亦之に準すべきものとす

賃工業の傍ら自己の原料を以て製作したるものあるとき例へは賃織の傍ら自己の原料を以て織物を爲したるときは賃織に非らざるを以て此場合には其數量及價額を別記し賃工業と混同せざる様注意すへし

省令と訓令との工場票記入項目の差異

省 令

(一)五年毎ニ調査ス

(二)直接作業ニ従事スル者五人以上タル

訓 令

(一)毎年調査ス但省令ニ依ル調査ノ年ヲ除ク

(二)職工及徒弟ヲ通算シ十人以上タル







工場名稱		製造高		道廳府縣名	
品名	種類	数量	單位	價	額
明治四十三年 月 日					
右之通相違無之候也					
右 工場主					
<p>明治四十三年 月 日</p> <p>一分工場ヨリ差出スモノハ本工場ト區別スレ爲ニ分工場ト記スヘシ  一分工場ニシテ獨立工場ト認メ得ヘキトモ一構内ニ在ル場合ト雖モ各別ニ報告スヘシ反之所在地若ハ建物ナ異ニスト雖  モ附屬ト看做スヘキモノハ本工場ニ合併シテ報告スヘシ  一自家ニ發電機及電動機ヲ備フルモノハ其ノ電機ノ電數及馬力數ヲ相當欄ニ記入  スヘシ他ヨリ電力ヲ供給テ受クルモノハ電動機ノ電數及馬力數ヲ相當欄ニ記入スヘシ  一直接作業ニ從事スル者ハ平常使用スル一日ノ平均電數ヲ記入スヘシ但シ或種ノ工業ニシテ一定ノ時季ニノミ作業スルモノ  ニ在リテハ其ノ時季ニ於ケル一日ノ平均電數ヲ記入スヘシ  一労働人夫トハ直接作業ニ從事スル者以外ノ労働者ヲ謂ヒ其ノ員數ノ計算方亦前項ニ同シ  一技術者手其ノ他監督者及直接作業ニ從事スル者ニハ工場主ヲ包含セス  一職工ノ賃金ハ一人一日ノ平均額ヲ記入スヘシ  一胎、被服等又ハ其ノ代價ヲ給與スルモノニ在リテハ之ヲ賃金ニ合算スヘシ  一休業時間ニハ食事時間ヲ包含ス  一就業日數ハ休業日ヲ除キタル一箇年中ノ日數ヲ記入シ一日就業時間ハ平均時間トシ普通ノ始業時及終業時ヲ相當欄ニ  記入シ季節ハ依リ著シキ長短アルモノハ各其ノ季節及其ノ時間ヲ記入スヘシ  一製品ノ種類ハ成ルヘク細別シテ記入スヘシ  一數量ノ欄ニハ貫、斤、箇、等其ノ單位ヲ記入スヘシ</p>					

(面裏)

第五〇 石炭消費高

- 一、官用には中央官廳に属する分は之を除き道廳府縣郡所有の船舶の消費高を記入すべきものとす
- 一、公用には市町村、區、水利組合、土工組合、學校組合、大字、舊村、部落等の如き公共團體の所有に属する船舶の消費高を記入すべきものとす
- 一、民用は個人若くは私の團體の所有する船舶の消費高を記入すべきものとす
- 一、縣郡所有の船舶を町村に貸付し使用せしめたる場合に於ては其石炭消費高は公用に計上すべく之に反し公有若くは民有の船舶を縣事業の爲めに使用したる場合に於ては官用に計上すべきものとす
- 一、本表石炭消費高は官公有たると民有たるとを問はず總て船籍所在地に於て調査すべきものとす

第五一 漁船

- 一、現在船數は其年十二月末日に於ける現在數を調査すべきものとす
- 一、新造の欄には其年内に竣工したる船數を記入すべきものとす
- 一、本表には船体の構造漁業用のものなるときは勿論然らざるも主として漁業に使用するものなるときは之を調査すべきものとす單に海苔、海藻等の採集用に供する小舟は之を除くべし
- 一、甲府縣に於て新造し之を其府縣の船籍に登録し後之を乙の府縣に賣却したるときは甲府縣に於ては新造の欄に加へ乙府縣に於ては現在船數の欄に加ふべきものとす若し甲府縣に於て新造し未だ登



録せざるに乙府縣に賣却したるときは乙府縣に於ては新造の欄及現在船數の欄に加ふべきものとす

一、廢用漁船とは漁用に堪へずして使用を廢したるものを云ふ但し難破船を加ふべからざるものとす

此は別に難破漁船の調査あればなり

一、一度廢用と爲りたる漁船と雖も之に修繕を加へ再び使用する場合に在りては現在船數の欄に計上すべきものとす

一、西洋形帆船の補助機關とは運轉の補助として汽機、石油發動機、瓦斯發動機等を具備するものを云ふ

### 第五二 難破漁船

一、漁船は何れの海上にて難破したるを問はず船籍所在の府縣より報告すべきものとす

一、本表は漁業中に難破したる漁船を調査すべきものにして海岸に繋留しあるものゝ流失破壊等は含まざるものとす

一、遭難の種類を欄に掲げたる破壊、漂流、行先不明、顛覆、其他の區別は「注意」第四項に掲記するものと看做されんことを希望す

一、遭難漁船は左の場合に於ては區別して記入すべきものとす此は遭難漁船の月別及場所別表を作成するに必要なればなり

(イ) 遭難の月及種類は同一なるも場所の異なる場合

(ロ) 遭難の月及場所は同一なるも種類の異なる場合

(ハ) 遭難の場所及種類は同一なるも月の異なる場合

一、暴風雨若くは海嘯等ありて遭難船多數なりし場合には備考として其旨を附記すべきものとす

一、西洋形漁船即ち汽船若くは帆船の遭難の場合には本表に準し別表として報告すべきものとす

### 第五三 漁獲物

一、本表は遠洋漁業を除き漁獲の總額を調査すべきものとす故に水産製造物の原料たるものは勿論水産養殖の收穫高も本表計數中に合算すべきものとす然るに従來の報告に徴するに往々製造物の原料たるもの又は養殖に属する分を本表に加算せられざる地方あり注意を要す

一、漁獲物とは水揚したる生鮮の儘若くは僅に素乾等の加工を爲したる儘消費するもの及製造原料に供するものを云ふ

一、何れの海上にて漁獲せしを問はず其府縣所属漁民の捕獲したるもの詳言すれば所属府縣民の漁獲したるものは他府縣に一定の漁場を有すると否とを問はず又滯留期間の長短若くは該地に於て販賣せしと製造せしとに拘はらず總て漁民所属の府縣に於て調査すべきものとす

右に述べたる如く漁獲物の調査は属人主義を取りたるを以て他府縣民にして我縣の近海に來りて漁



し其漁獲物を我縣の某地にて販賣し若くは自己所屬の縣に持ち歸るが如き又は我縣内に一定の漁場を有し數ヶ月間漁業に従事するが如き場合に在ても我縣に於ては之を調査するに及ばざるものとす

一、漁業免許を得たる者の捕獲したると其他の者の捕獲したるとを問はず總て之を調査すべきものとす但し慰みの漁獵に係るものは調査に及ばざるなり

一、同一種類の魚類にして幼年期と壯年期とに於て其名稱を異にするものは合併して調査すべきものとす例へは鱒の欄には「イナ」を鮭の欄には「メシ」を合算して記入するが如し

右に就き明治四十二年十月刊行農商務統計様式疑義説明には「同一種類の魚類にても稚壯老により其名稱を異にするものは合併調査すべからず様式に明記せる名稱に恰當するもののみを記入し餘は其他の部に記入すべし例へは鱒の欄には鱒のみを記入し「イナ」は其他の欄に計上するか如し」とあれども斯る區別は調査上甚たしき困難あるのみならず其他の欄に計上せらるるもの益々多數となるの弊あるを以て前に述べたる如く合併して調査することに修正せらるるならんと信す

一、或る魚類にして其種類數多ある場合に於て様式に特に區別して掲ぐべきことを命ぜざるものは之を合算して記入すべきものとす例へは鱒の欄には「ワササ」「ハマチ」「ヤツ」「イナダ」を鯛の欄には「レンコ鯛」「鼻折れ鯛と云ふ」「チメヒ」を鮭の欄には「メシ」「カヅキ」「キワダ」「ピンナガ」「メバチ」を合算して記入するか如し

一、介類は殻附の儘計算すべきものとす

一、珊瑚の中に「ウミヤナギ」(鳥取縣より産す)を混交して報告せらるる地方あれども兩者は價格著しく相違するを以て珊瑚と合併して記入すべきものにあらす

一、昆布及石花菜は採取の儘のもの又は其水分を除却する爲め乾燥したるものを調査すべきものとす

一、海蘿は漉海蘿の原料たるものを調査すべきものとす

一、調査方法

漁獲物の調査は漁業者、仲買人、小賣人若くは漁業組合等に就き調査すべきものとす但し漁業者に就き調査する場合に在ては水揚帳に記載したるものゝ外自家用のものと雖も總て調査すべきものとす

右の調査に就ては場合に依り漁獲物の種類を列記したる報告用紙を製し之を漁業者又は仲買人等に配付し毎月若くは各漁獵の季節別に調査記入せしめ之を四期別に取纏むるも一の良法なるべし

#### 第五四 水産製造物

一、水産製造物とは漁獲物に就き素乾、煮乾、鹽乾、鹽藏等の加工を爲したるものを云ひ他より原料を仕入れて製造するもの及漁夫自ら製造するものを包含す

一、ブドウ鯛及笹鯛は一番鯛に加算すべきものとす



一、袋鰯は一番鰯及二番鰯と其種類を異にするを以て素乾の其他の欄に記入すべきものとす（価格は一貫八、九圓なり）

一、身缺鯨は鯨の脊部を切離して乾燥したる肉なり

一、海參とは海鼠を煮て乾燥したるものにして清國貿易名なり

一、貝柱は帆立貝（海扇とも云ふ）板屋貝、伊多良貝等の貝の柱を取り之を煮て乾燥したるものなり（玉珧貝又は蛤の貝柱は直ちに食用に供するものにして製造物と爲す事殆んど皆無なり）

一、淡菜は貽の貝（周利貝、姫貝又は東海婦人の別名あり）を煮て殻を去り之を乾燥したるものにして清國貿易名なり

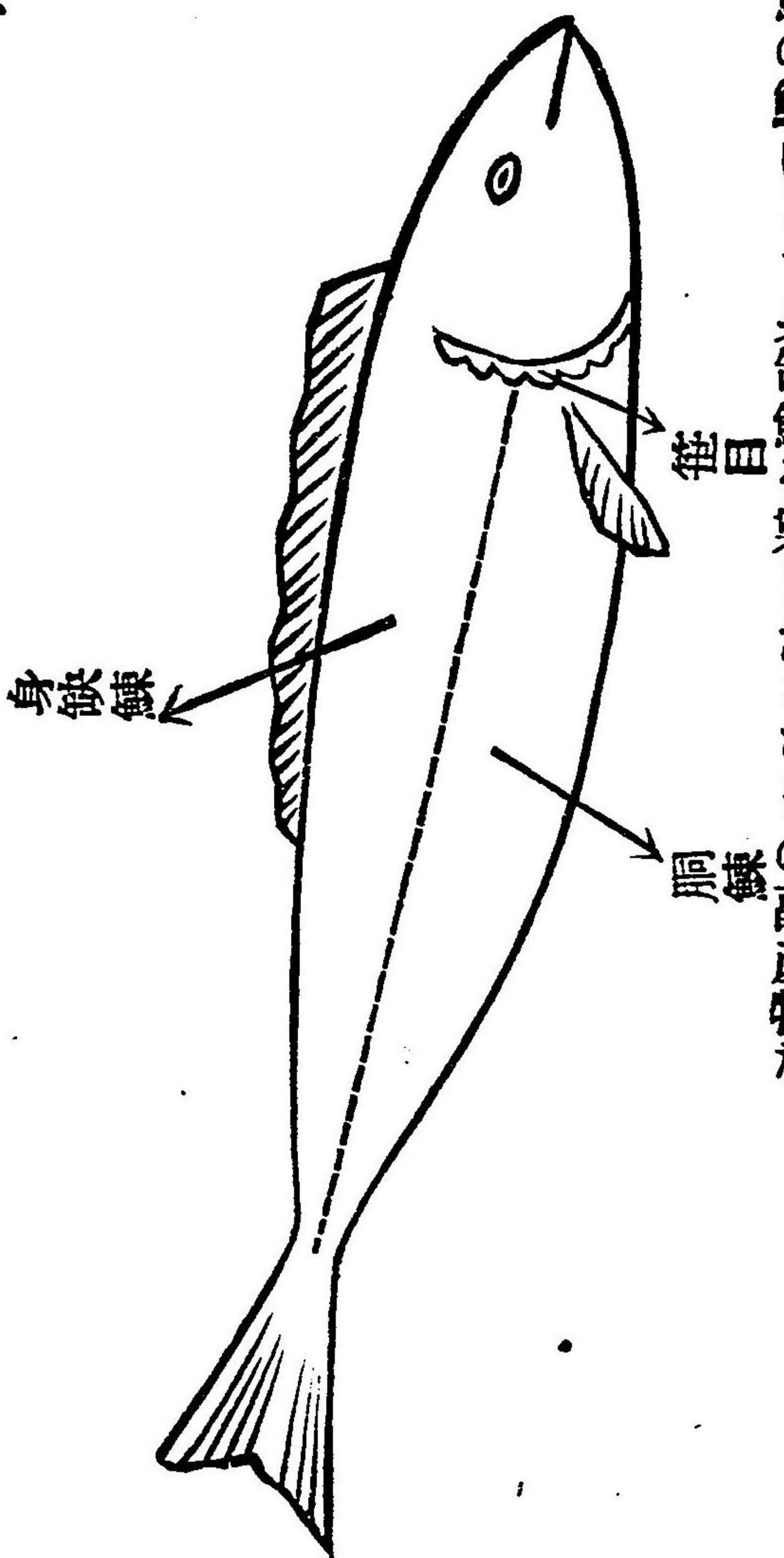
一、焼魚は食料の部雜類の其他の欄に記入すべきものとす

一、左記のものは往々水産製造物として食料の雜類中其他の欄に加算せらるゝ事あれども此は茲に所謂製造物より一步進みたるもの即ち複製若くは複々製に属するものなるを以て本表に計上すべきものにあらざるなり

佃煮、甘露煮、紅梅煮、飴煮、時雨煮、儀助煮、大和煮、ポイロ煮、力煮、田麩、粕漬、甘露漬、麴漬、小判漬、酢漬、錦漬、竹輪、牛平、魚醬、魚味噌、魚罐詰、シツシ、蒲鉾、鮓類、菓子類（魚煎餅、落雁等）薬品（塩化加里、硫酸加里、沃度、沃度母液等）

一、胴鯨は身缺鯨を切り去りたる腹部を乾燥したるものなり

一、笹目は鯨の鰓にして身缺鯨を製したるとききの副産物なり



一、調査方法

本調査は製造人、仲買人、問屋又は小賣商人等に就き調査すべきものとす

右の調査に就ては場合に依り製造物の種類を列記したる報告用紙を製し之を製造人等に配付し毎月若くは各種漁獲物製造の季節毎に調査記入せしめ之を四期別に取纏むるも一の良法なるへし

第五 水産養殖

一、養殖場數及養殖場面積は其年十二月末日に於ける現在を調査すべきものとす但し鯉を養殖する稻



田の場數及面積の如きは十二月末日に調査するは困難なるべきを以て稻收穫迄の時期に於て調査するを可とす

一、公有水面とは國有水面は勿論私有に非ざる凡ての水面を云ふ

一、公有水面の養殖場は漁業法に依り免許を受けたるものを調査すべきものとす但し免許出願手續中に属するものは調査に及ばず

一、公有水面に就き免許を受けざる養殖場あらは免許を受けたる養殖場と區別し之を備考に記入すべきものとす

(参照)漁業法 明治三十四年四月十三日 法律第三十四号

第二條 私有水面ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用セス

第三條 漁具ヲ定置シ又ハ水面ヲ區畫シテ漁業ヲ爲スノ權利ヲ得ントスル者ハ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ其免許ヲ受クヘキ漁業ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

前項ノ外主務大臣ニ於テ免許ヲ必要ト認ムル漁業ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

漁業法施行細則 明治三十五年五月十七日 省令第七号

第三條 區劃漁業ノ種類左ノ如シ

- 一、一定ノ區域内ニ於テ瓦、石、竹、木等ヲ沈設シ又ハ築<sup>ヒ</sup>テ建設シテ爲ス養殖業(第一種)
- 二、土、石、竹、木等ノ圍障ニ依リ限界セラレタル一定ノ區域内ニ於テ爲ス養殖業(第二種)
- 三、前二号ノ外一定ノ區域内ニ於テ爲ス養殖業(第三種)

一、養殖の年月淺く未だ收穫之れなきものと雖も其場數及面積は之を調査すべきものとす

一、放流の目的又は試殖の目的に依るものは調査に及ばざるものとす

一、一の養殖場に於て二種以上即ち鯉、鯽、鰻等を混養する場合には養殖場數及面積は其内主なる一方に記入すべきものとす若し之を鯉、鯽、鰻等の各欄に記入せば養殖場數及面積の重複を來せばなり

右の場合に於ても收穫物の數量及價額は鯉、鯽、鰻等に區別して各相當欄に記入すべきものとす但し養殖種類以外の收穫物あるも調査に及ばざるものとす蓋し本表は養殖物に限り調査すべきものなればなり

一、養殖場に於ける各種の收穫物は第五三、漁獲物表中各相當欄に合算すべきものとす茲に一の疑あるは本表には海苔の目ありて漁獲物表には此目なし然らば海苔は漁獲物表の何れに記入すべきやと云ふに此は該表藻類の「其他」の欄に合算すべきものとす

一、介類は殼附の儘計算すべきものとす

第五六 遠洋漁業の一

一、本表には次表(遠洋漁業の二)に於て調査すべき朝鮮沿海、關東州沿海、露領沿海州及露領薩哈噠に於ける漁業を除き其他の海面に於て遠洋漁業獎勵法(明治三十年三月三十一日法律第四十五号)の規定に準據したる設備を以て漁獵するものを調査すべきものとす

一、漁船數は各漁獵に就き其最盛期の現在數を調査すべきものとす



各漁獵に就き何れの時季を以て最盛期と爲すべきやは頗る困難の問題なれども普通左の期間に於て最も盛に行はるゝものとす

臘虎臘肭獸獵

自三月至十月然れども明治四十四年六月頃ワシントン開催の國際海獸保護會議の結果本邦は臘虎臘肭獸獵を禁止するに至るべきやに思はる

捕鯨 汽船捕鯨(自六月至九月(日本海、金華山方面より銚子に至る)至十月至五月(朝鮮海、土佐、紀州方面))

帆船捕鯨自四月至十月

鰻釣 周年但し盛期は自十二月至三、四月頃

鮪釣 自十一月至二月

鮪流網 自一月至四月

鰹釣 自十二月至三月(北海道沿岸)自六月至十月(オコック海方面)

鯖釣 四、五、六月(夏鯖)十、十一月(秋鯖)

鯉釣 自四月至十月

鰯釣 九、十月

巾着網 鯖漁なれば(四、五、六月(夏鯖)十、十一月(秋鯖)) 鰻漁なれば九、十、十一月頃

トロール周年但し漁獲高多きは冬季

一、乗組員數は直接漁撈に従事する者は勿論漁撈の補助者をも合併して調査すべきものとす

一、本表漁獲物の價額は其年内に歸着したる漁船に就き調査すべきものにして所屬府縣民の漁獲したるものは其府縣に持ち歸りたるものは勿論他所にて販賣したるものと雖も總て調査すべきものとす

遠洋漁業の二

一、本表には漁船漁具の設備如何を問はず朝鮮沿海、關東州沿海、露領沿海州及露領薩哈噠に於て漁獵するものを調査すべきものとす

一、漁船數、乗組員數、漁獲物の價額の調査に就ては(一)に於て説明したると同一なるを以て之を略す

第五七 公有社寺有私有林所有別

一、公有の末欄「其他の団体有」には町村に於ける水利組合、土工組合、學校組合、大字、舊村、區部落、等公有團體の所有に屬する森林を記入すべきものとす

一、所有者の區分

森林は其所有者に依り之を分ち帝室の所有に屬するものは御料林とし道廳府縣郡、市町村、其他公共



團體の所有に属するものは公有林とし社寺の所有に属するものは社寺有林とし、個人若くは私の團體の所有に属するものは私有林とす(明治四十年四月法律第四十二號森林法第一條參照)

但し右の例外として森林法第二條第一項には「森林の立木竹を所有する爲地上權、賃借權、其他土地に關し使用又は收益を爲す權利を有する者あるときは其權利者を以て本法に依る森林所有者と看做す」と定め其第二項には「前項の權利二箇以上同一の土地の上に存在する場合に於ては最後に設定せられたる權利を有する者を以て前項の森林所有者とす」と定めたり

一、箇所面積の調査は地目の如何に拘はらず現狀森林たるもの若くは森林と爲すの見込あるものに就き調査すべきものとす

一、箇所は土地臺帳に於ける一筆を以て一個所とし計上すへし但し土地臺帳に一團地を以て一箇所と爲しある場合には其一團地を以て一個所とし計上すべきものとす

一、營林方法既定とは現に林相を爲すもの及無立木地と雖も植伐計畫を定めたるもの又は伐木後萌芽を撫育し立木せしむるものを云ふ

一、營林方法未定とは現在無立木地にして植伐の計畫等を爲さざるも森林と爲すの見込あるものを云ふ

一、一筆の箇所にして一部分は營林方法の既定に属し一部分は未定に属する場合に於ては個所は前に

説明したるが如く一筆又は一團地を一個所として計上すべきものなれば既定未定の部分の大小を比較し既定の部分未定の部分に比し大なれば之を既定に未定の部分既定に比し大なれば之を未定に計上すべきものとす但し面積は之を區別して既定及未定の各相當欄に記入すべきものとす

一、本表には保安林も當然包括せらるゝものとす

### 第五八 保安林箇所面積種類別

一、保安林とは森林法第十四條に該當する場合に於て同法第二十三條の處分の結果森林法第三章の規定及之に伴ふ施行に關する命令に依り其使用收益を制限せられたる森林なり

但同法第二十六條に依り森林以外の土地と雖も森林に準し同様の制限の下に置き便宜上之を保安林と爲すものあり

### (參照) 森林法

第十四條 主務大臣ハ左ニ掲グル場合ニ於テ森林ヲ保安林ニ編入スルコトヲ得

一、土砂ノ墜崩、流出ノ防備ノ爲必要ナルトキ

二、飛砂ノ防備ノ爲必要ナルトキ

三、水害、風害、潮害ノ防備ノ爲必要ナルトキ

四、積雪又ハ墜石ニ因ル危險ノ防止ノ爲必要ナルトキ

五、水源涵養ノ爲必要ナルトキ

六、魚附ノ爲必要ナルトキ

七、航行ノ目標ノ爲必要ナルトキ



八、公衆衛生ノ爲必要ナルトキ

九、社寺、名所又ハ舊跡ノ風致ノ爲必要ナルトキ

第二十三條 主務大臣ニ於テ保安林ノ編入解除ニ關スル處分ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示シ地方長官ヲシテ其ノ森林所

有者ニ其旨ヲ通知シ且所在ノ市町村役場ニ揭示セシムヘシ

第三十六條 主務大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ原野、山岳其ノ他ノ土地ニシテ第十四條第一號乃至第五號ノ場合ニ該當ス

ルモノニ付本章ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

一、準森林とは如何なるものなりやは右に掲げたる保安林説明の但書に於て明かなれども更に之を詳説すれば左の如し

準森林とは農商務大臣に於て必要ありと認めたる場合に於て原野、山岳其他森林に非ざる土地に就き(一)土砂の壊崩、流出の防備の爲め必要なるとき(二)飛砂の防備の爲め必要なるとき(三)水害風害潮害の防備の爲め必要なるとき(四)積雪又は墜石に因る危険の防止の爲め必要なるとき(五)水源涵養の爲め必要なるときに於て保安林の取扱を爲すものを云ふ(森林法第十四條、第三十六條)

一、制限林及禁伐林

制限林とは伐採を禁止しあるも或る場合には幾分伐採を許すものを云ふ

禁伐林とは絶対に伐採を禁止したるものを云ふ

一、所有者の區分

森林は其の所有者に依り之を分ちて御料林、國有林、公有林、社寺有林、及私有林と爲す(森林法第一

條)こと並に森林法第二條に依れば地籍の所屬如何に拘らず其土地に關し地上權賃借權、使用權、又は收益權を有する者を以て其所有者と看做すべきものなるを以て例へば國有林の上に公共團體が施設計畫を爲したる場合ありたるときは之を公有として調査すべきものなること、公有とは道廳府縣郡、市町村、其他の公共團體の所有を稱するものなることは第五七、公有社寺有私有林所有別表に於て詳説したるを以て之を省畧す

一、部分林とは國有林に就き個人若は公共團體等に造林を許可し其立木を共有と爲すものにして之が歩合は土地の性質並に交通の便否等に依り差違あれども造林者の收益分收歩合は十分の八を越ゆることを得ざるものとす

一、箇所は土地臺帳に於ける一筆を以て一個所とし計上すへし但し土地臺帳に一團地を以て一個所と爲しある場合には其一團地を以て一個所として計上すべきものとす

第五九

保安林編入解除箇所面積

一、編入、解除の欄には當該年度中に於て決定ありたるものを記入すべきものとす

一、從來保安林調査濟の欄には森林法施行手續第二十八條(森林法第百八條に該當する保安林は明治四十三年度末迄に之を調査すべし)に依り調査を了し森林法第二十七條の處分事項通達(俗に施業法指定)濟にして當初より當該年度末日に至る迄の總數を記入すべきものとす而して調査未濟の箇所



面積は傍に朱書すへきものとす

(參照) 森林法

明治四十年四月  
法律第四十三号

第二十七條 主務大臣ハ保安林ノ所有者ニ對シ前條ノ外其ノ使用收益ヲ制限若ハ禁止シ又ハ施業者ハ保護ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

第百八條 舊法第三十條ニ依リ保安林ト爲シタルモノニシテ本法施行ノ際現ニ保安林タルモノハ之ヲ保安林トス

一、箇所の計算方法又は公有に就ての説明は第五七公有社寺有私有林所有別表に詳なるを以て茲に之を略す以下森林に關する諸表亦同し

第六〇 公有社寺有私有林開墾

一、本表に於て調査すへき開墾とは森林を耕地、宅地若くは焼畑、切替畑と爲し其他土地の形質を變更する行爲を云ふ

(參照) 森林法

第三條 本法ニ於テ開墾ト稱スルハ地租條例ニ規定スルモノ、外焼畑、切替畑、其他土地ノ形質ヲ變更スル行爲ヲ謂フ

地租條例 明治十七年三月十五日  
太政官布告第七号

第三條 有租地ヲ區別シテ二類ト爲ス

第一類 田、畑、郡村宅地、市街宅地、鹽田、鑛泉地

第二類 池沼、山林、牧場、原野、雜種地、

第一類中ハ第二類中ノ各地目變換スルモノヲ地目變換ト謂フ

第二類地ニ勞費ヲ加ヘ第一類地ト爲スモノヲ開墾ト謂フ

第一類地又ハ第二類地ノ山崩、川欠、押堀、石砂入、川成、海成、湖水成等ノ如キ天災ニ罹リ地形ヲ變シタルモノヲ荒地ト謂フ

一、開墾の箇所面積は現實開墾したるものを調査すへきものとす

一、耕地とは田及畑を云ふ

一、宅地とは郡村宅地及市街宅地を云ふ

一、焼畑とは森林を伐採して其跡地を焼き一時畑地と爲し地力衰へ農作物の收穫なきに至らば之を放棄するものを云ふ

一、切替畑とは森林を伐採して其跡地を一時畑地と爲し其肥料分消失したるときは其地に造林し或る年間後再び之を伐採して畑地と爲し交互此方法を取るものを云ふ

一、其他形質變更とは例へは鑛業用の坑口の掘鑿、土石の採掘、木炭窯の築造、其他山林たるの状態を失ひたる場合を云ふ

一、鹽田若くは鑛泉地と爲したる場合の如きも「其他形質變更」の欄に記入すへきものとす

第六一 公有社寺有私有林被害

一、用材とは建築、土工、其他に使用する木材を云ふ

一、被害の面積は盜伐に在ては被害木の占領面積即ち被害木の被覆せる地積を計算し風害、火災其他に在ては被害區域の面積即ち段別若くは坪數を計算すへきものとす

一、被害の材積及價額に就ては從來往々被害前の見積材積及價額より其殘存の材積及價額を控除した

舊法トハ  
明治三十  
年四月法  
律第四十  
六号森林  
法ヲ云フ



る差額のみを報告せられし向ありしも本表は被害前の材積及價額を調査すべきものなることに注意あらんことを望む

一、價額は凡て山元相場を以て計算すべきものとす山元相場とは立木賣買價格を云ふ

用材の材積計算法(尺メ計算法)

一、薪炭材の材積計算法

薪炭材は棚を以て單位とす各地多少の差異ありと雖も普通長さ三尺のものを高さ六尺幅六尺積立てたるものを一棚とす其層積は、百〇八立方尺即ち九尺メ(二尺メは十二立方尺)を有するものなり然れども間隙あるを以て其實積は三分の一減するものと看做し六尺メを以て一棚とす故に或る尺メ材積を六尺メを以て除すれば棚數を得るものとす

一、竹類の材積計算法

三尺繩メを以て一束とし計算すべきものにして其竹材の大小長短を問はざるなり此計算法の當否に就ては目下議論の存する處なれば何れ改正せらるゝの時あるへしと思考す

### 第六二

公有社寺有私林野植栽

一、本表は公有社寺有私有の森林及原野に就き新植に係るものを調査すべきものとす

一、補植に係るものは本様式の面積の欄を省き天然下種に係るものは數量の欄を省き其他は本様式に

準し別表として報告すべきものとす

一、植栽の面積は樹木の占領面積即ち樹木の被覆せる地積を調査するに非ずして區域面積を調査すべきものとす

一、經費とは苗木代、植込人足賃其他苗木の運搬費等を包含するものとす

一、自ら仕立たる苗木を植栽し若くは無償交付を受けたる苗木を植栽したる場合には其苗木は相當代價に見積り其他前項の諸費を計算すべきものとす

一、天然下種は無立木地に於ける發芽の當年に就き調査すべきものとす而して其年に於て手入等に要せし費用は經費として調査すべきものとす

一、切株より萌芽せしめたる場合は有木地と看做すべきものなるを以て植栽として調査するに及ばざるものとす

### 第六三

公有社寺有私林伐採

一、用材とは建築土工其他に使用する木材を云ふ

一、薪炭材は薪炭材として伐採したるものは勿論用材として伐採したるものゝ枝條根株にして薪炭に供するものは薪炭材として調査すべきものとす

一、本表には風害若くは火災等に罹りたる後其被害の殘部を伐採したる者も之を調査すべきものとす



- 一、本表の價額は產地附近の村落又は市場に於ける價額を以て計算すべきものとす
- 一、用材薪炭材及竹類の材積計算法に就ては第六一公有社寺有私有林被害表に於て詳説したるを以て之を省略す

第六四 林産物 雜類

- 一、本表には御料林たると國有林たると公有社寺有私有林たるとを問はず總ての森林及原野の生産物に就き調査すべきものとす
- 一、森林原野の生産物に就ては山元又は村落に於て取引したる物は勿論其他の物と雖も總て之を調査すべきものとす例へは山元地方に於ける學校其他公の營造物若くは御料局出張所の建築修繕等に要する材料の如き取引を経ずして使用する場合には其地方學校若は官公署に就き調査すべきものとす
- 一、本表の價額は產地附近の村落又は市場に於ける價額を以て計算すべきものとす
- 一、數量は本様式に定むる單位に依り計算すべきは勿論なれども地方に依り其稱呼を異にし到底規定の單位を以て計算し能はざる場合には其地方固有の稱呼に従ふも可なれども規定の單位に換算し得べき方法を備考として記載することを忘るへからず
- 一、本表に於ける丸及角材又は竹材の第六三伐採表に於ける用材又は竹材と異なるは(一)其用途に充つる爲め多少の加工を爲したるにあり(二)伐採表は公有社寺有私有林の調査なれども本表は御料、

國有、公有社寺有私有の森林及原野の調査なるを以て其範圍頗る廣大なり

- 一、角材とは柱に使用する爲めに製材したるものは勿論丸材の四方を削り若は挽取りたるものを云ふ
- 一、挽材とは板、盤、平物、貫、垂木其他一般挽割物を云ふ(坪は六尺平方なり)
- 一、甲縣に於て乙縣の産出に係る丸及角材を買入れ之を原料として製板したるときは甲縣に於ては挽材として調査すべきものとす
- 一、樽木とは井戸側又は桶樽等の製造に使用する製材を云ふ
- 一、曲輪とは篩、曲物等の製造に使用する製材を云ふ
- 一、燐寸用木片とは燐寸軸木に用ゆる木片を云ひ白楊、落葉松等を主要原料とす
- 一、經木は經木眞田の原料にして之を削らは直ちに眞田の原料たる如く加工したるものを云ふ
- 一、製紙原料木材は木材其儘のものにあらずして外皮及腐蝕等製紙に適せざる部分を除きたるものを云ひ桐、樅等を主要原料とす
- 一、檜皮、杉皮の單位坪は六尺平方なり
- 一、蔓及莖とは藤、葛、薔子蔓、齒菜等を云ふ

- 一、苗木は森林を仕立てるを目的とし天然下種を採取したるものゝみを調査すへし苗圃を作り播種したる苗木に就ては明治二十九年五月五日農商務省訓令第十五號に依り別に山林局へ報告せらるゝを以



て本様式には之を省きたり

一、樹實は胡桃、橡、圓栗、椎の實、栗等を云ひ天然と栽培とを問はず森林中の收穫に係る總てを調査すべきものとす但し栗は一方果實表の栗にも加算することを忘るへからず

一、香料とは線香抹香等の材料たるべきものを云ふ

一、木精(Wood spirit)一名「メチールアルコール」

(Methyl alcohol)は木材を鐵製の「レトルト」に入れて熱するときには水及醋酸と混して蒸溜し來るが故此中より之を分ち取るを得へし其性状及反應は普通の「アルコール」に類似し假漆及染料の製造に用ゐる又工業用の酒精に混する等其用途廣し(リットルは五合五勺なり)

一、松煙とは製墨又は塗料の原料たるべきものを云ふ

一、椎茸は乾燥したるものを調査すべきものとす

一、松茸及諸菌類は生のものを調査すべきものとす

一、獸皮は狐、鹿、狸等野獸の皮を調査すべきものなるを以て家畜即ち牛馬等の皮を算入すべからず

一、石類は建築土工等に用ゐる花崗石其他の石類を調査すべきものとす(切は一尺立方なり)

一、自然生蔬菜は森林原野に於ける自然生の蕨、山葵、薯蕷、筍等を調査すべきものとす

但し筍は一方食用及特用農産物表の筍にも加算することを忘るべからず

一、下草は肥料又は牛馬の飼料に供するものにして生枯を問はず賣買取引せしものに就き調査すべきものとす從て自己が山林より刈取り綠肥に充つるものゝ如きは調査に及ばざるものとす

#### 第六五

#### 織物指定特別調査

一、本表は第二二織物表と異なり特殊の織物に就き主要産地たる二三の府縣を指定し各種目毎に別表として報告せしむるものとす

一、賃織業者の織成せし織物の數量及價額は原料供給者たる織元の欄に記入すべき者とす但賃織業者にして賃織の傍ら自己の原料を以て織成せしものあらは其分に限り賃織業の欄に記入すべき者とす

一、本表に記入したる事項は第二二織物表の各相當欄にも記入すべきものとす故に兩表は當然重複するものと知るへし

一、其他注意すべき事項に就ては第二二織物表に詳説したるを以て茲に之を略す

#### 第六六

#### 染物指定特別調査

一、本表は特殊の染物に就き主要なる三の府縣を指定し各種目毎に別表として報告せしむるものとす

一、工場とは家族たると雇人たるとを問はず染工十人以上を有する染物場を云ふ(賃染と否とを問はず)

一、家内工業とは家族たると雇人たるとを問はず十人未滿にて染物業に従事するものを云ふ(賃染と否とを問はず)



一、染工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

### 第六七 磚茶指定特別調査

一、本表は兵庫、長崎、福岡、熊本、四縣に限り調査報告すべきものとす

一、磚茶とは粉茶を蒸し之を壓搾し乾燥して製したるものにして一見瓦の如し

### 第六八 精製糖指定特別調査

一、本表は東京府、大阪府、福岡縣に限り調査報告すべきものとす

一、製造場は其年十二月末日に現在するものに就き調査すべきものとす

一、資本金は會社に在りては拂込資本金若くは出資額の總額を掲げ個人の經營に係る工場に在りては流動資本と固定資本とを問はず放下資本金の總額を掲ぐべきものとす

右の資本金は本社若くは本工場に掲ぐるときは支社若くは分工場に属するものは特に掲ぐるに及ばざるものとす是れ重複に渉るの恐れあるが爲めなり

一、職工数は平常使用する一日平均数即ち一ケ年間の就業日数にて就業者の延人員を除したる平均数を記入すべきものとす

一、職工の賃金は一人一日の平均額を掲ぐべきものとす(完)

明治四十五年四月十五日印刷  
明治四十五年四月十八日發行

## 德 島 縣

印刷人 小 郷 民 助

德島縣德島市大字富田浦町  
二千六百〇七番屋敷

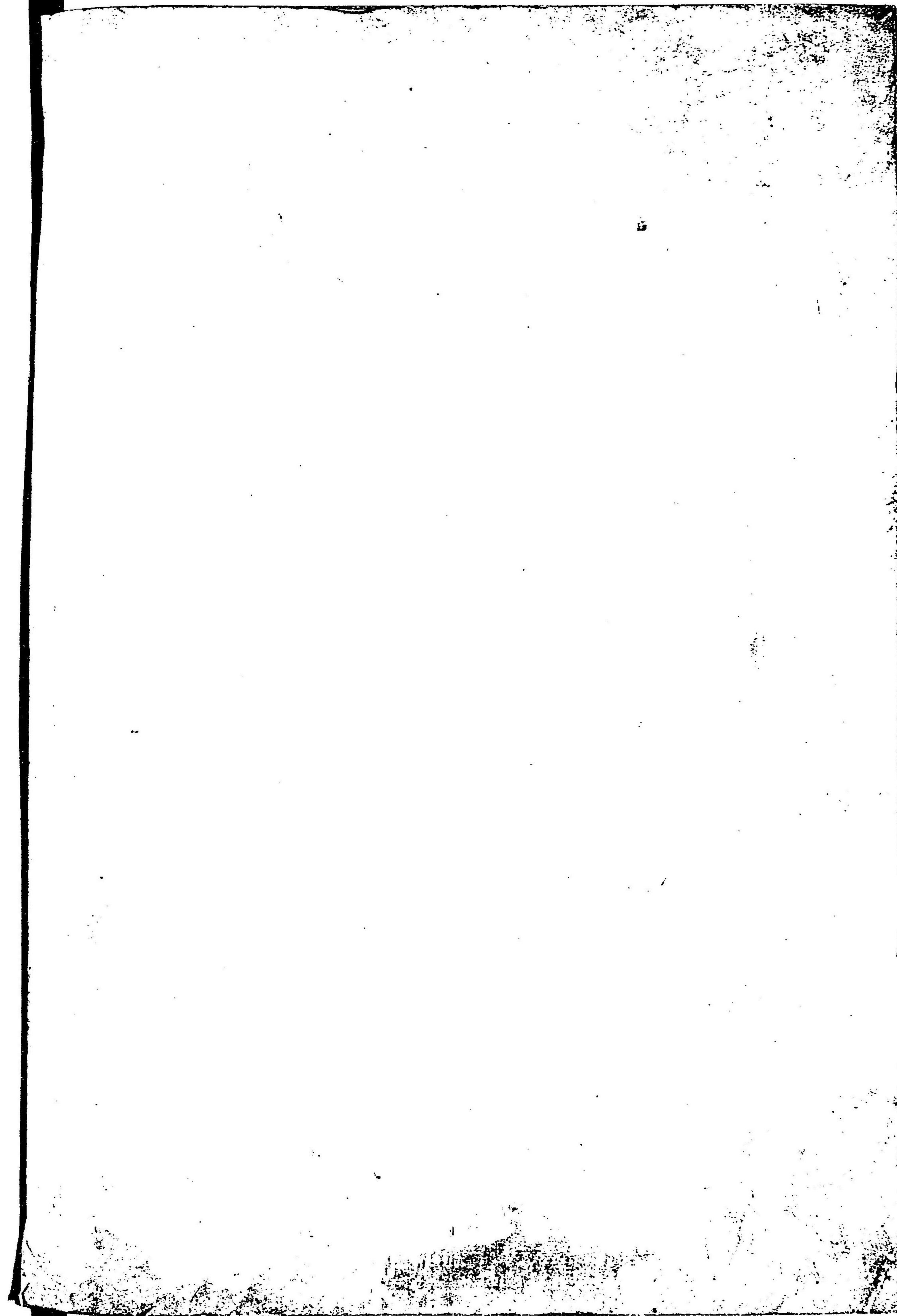
印刷所 小 郷 印 刷 所

德島縣德島市大字富田浦町  
二千六百〇七番屋敷



211  
784







るる場合には規定の單位に換算し得べき方法例へば果實表中の梅は石を以て報告すべき筈なるに實を以て報告せらるる場合には一升若くは一斗の重量を備考に記載せらるへし

六、製造戸數の調査は工場をも一斤として計算すへし

普通の家たること工場たることを問はず製造に従事する者の戸數を調査すべきものとす

七、職工の調査は戸主又は家族と雖も事實其職を執る者は之を計算すへし

職工に給料を與へ居入せらるるものとみなす戸主又は家族と雖も事實其職に従事する者は之を調査すべきものとす

八、一斤は百六十匁を以て計算すへし

一斤の法律上百六十匁なることは何人も知る所にして茲に説明するは蛇足を添ゆるの觀あるも實際上の實買に就て之を見るに百匁若くは百二十匁を以て一斤とするものあり此等は百六十匁に改算して報告するか然らざる場合には其旨を備考に附記することを忘るへからず